

長野原町耐震改修促進計画



平成31年 3月

長野原町

【年号表記について】

元号の変更が予定されていますが、本計画の策定時点では新元号が決まっていないため、和暦で表記する箇所については平成の表記としました。

なお、西暦との対応関係は以下のとおりです。

平成 30 年度 (2018 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 36 年度 (2024 年度)
平成 31 年度 (2019 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
平成 32 年度 (2020 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)	

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	2
3	対象建築物	2
4	計画の位置づけ	3
5	計画期間	3

第2章 町の地震環境

1	過去の地震被害	5
2	町に関係する活断層	8
3	揺れやすさ	9
4	地震被害想定	10

第3章 耐震化の現状

1	住宅の現状	13
2	多数の者が利用する建築物の現状	15
3	町有公共建築物の現状	19

第4章 耐震化の目標

1	耐震化の目標設定の考え方	21
2	住宅の耐震化の目標	23
3	多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	25
4	町有公共建築物の耐震化の目標	27

第5章 耐震化を促進するための施策

1	住宅の耐震化の促進	31
2	住宅の減災化の促進	37
3	多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	39
4	町有公共建築物の耐震化の促進	40
5	避難路の指定及び沿道建築物の耐震化	41
6	空き家の減災	43
7	耐震改修促進法に基づく指導等の実施	44
8	その他の安全対策に関する取り組み	47

第6章 建築物の耐震診断および耐震改修を促進するための体制づくり

1	町、県、所有者、関係団体などの連携及び役割分担	51
---	-------------------------	----

資料編

資料1	特定既存耐震不適格建築物一覧表	55
資料2	特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧	56
資料3	耐震改修促進計画に関する法律	57

第 1 章

計画の概要

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 対象建築物
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画期間

平成 7 年 1 月に淡路島北部を震源とする地震（阪神・淡路大震災）では、6,434 人の尊い命が奪われ、約 25 万棟に及ぶ住宅・建築物の全半壊の甚大な被害をもたらしました。この地震による直接的な死因の約 9 割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した住宅等からの出火・延焼はさらに多くの建築物に被害を拡大し、倒壊した住宅や建物が道路を塞ぐことにより、消火・救援・避難活動が妨げられ、復旧活動の障害にも繋がることとなったことから、これらの教訓を踏まえ、同年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号。以下、「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

近年では、東日本大震災（平成 23 年 3 月）、熊本地震（平成 28 年 4 月）、北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月）が発生し多大な被害がでており、また南海トラフ巨大地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下型地震の発生の切迫性が指摘され、耐震化促進に向けた取り組みがより一層高くなっています。

そうした中で、平成 25 年に「耐震改修促進法」を改正し、不特定多数の方が利用する建築物等の耐震診断と報告の義務付けなど、耐震化に対する取り組みの強化がなされ、平成 28 年 3 月には、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が改正され、耐震性が不足する住宅を平成 37 年までにおおむね解消することが目標とされました。

群馬県においても、平成 28 年 11 月（平成 30 年 4 月変更）に「群馬県耐震改修促進計画」（2016-2020）を策定し、従前の計画である「群馬県耐震改修促進計画」（平成 19 年 1 月）の施策の見直しと新たな施策を追加し、これまでよりも強力で耐震化を促進しています。

こうした背景のもと、町では耐震化を推進する目的で平成 22 年 2 月に「長野原町耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の促進に取り組んできましたが、目標値の達成に至りませんでした。

今回、新たに平成 37 年度までの耐震化率の目標を掲げ、改正された「耐震改修促進法」と「群馬県耐震改修促進計画」の内容を踏まえ、「長野原町耐震改修促進計画」を改定し、既存建築物の耐震化を推進します。

2 計画の目的

長野原町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を守るため、県、町、建築関係団体等が連携して既存の建築物の耐震診断・耐震改修を促進し、地震に対する安全性を高めることを目的とします。

3 対象建築物

本計画では、耐震化を図るべき建築物として、住宅、特定既存耐震不適格建築物及び公共建築物を対象に耐震化を促進します。

種 類	内 容	備 考
住宅	町民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも住宅の耐震化を促進します。	戸建て住宅、共同住宅 (長屋住宅を含む)
特定既存耐震不適格建築物*	一定の規模以上の建築物の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	
公共建築物	公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの町民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	

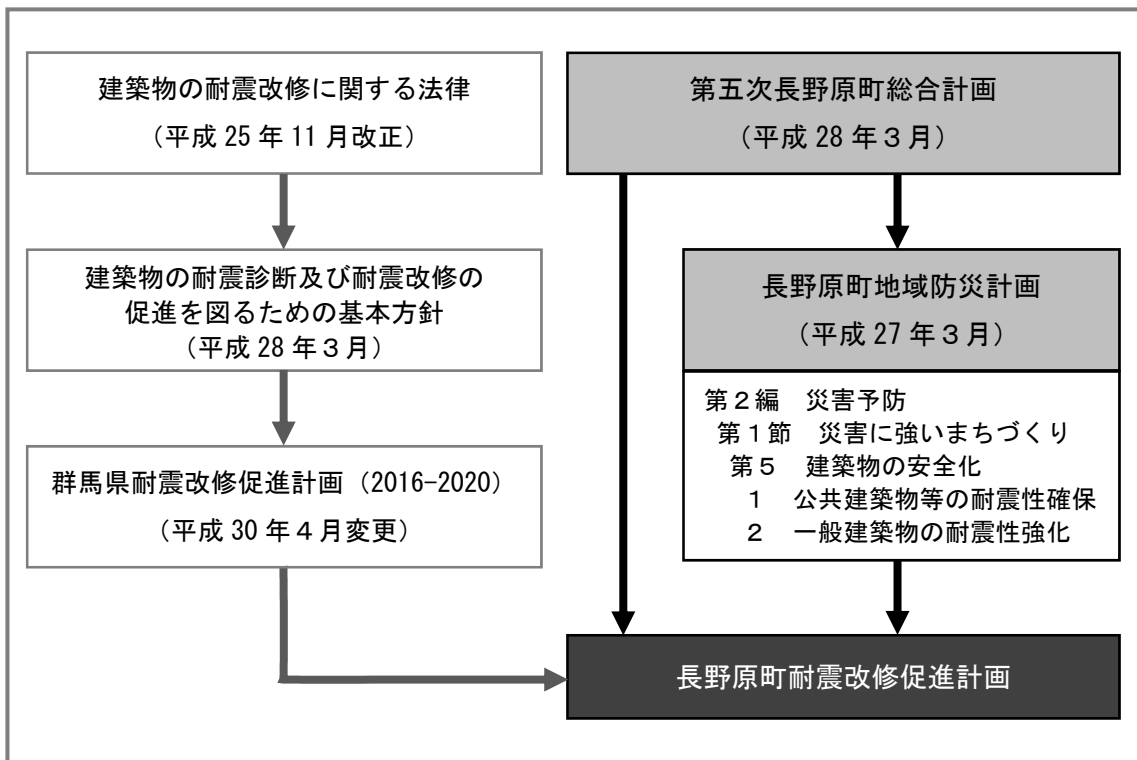
※ 耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条に定められた用途及び規模を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない昭和56年5月31日以前に新築された建築物。

4 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 25 年 11 月改正）」（以下「耐震改修促進法」という。）及び「群馬県耐震改修促進計画（平成 30 年 4 月変更）」を踏まえます。

また、町の最上位計画である「第五次長野原町総合計画」（平成 28 年 3 月）、防災に関する上位計画の「長野原町地域防災計画」（平成 27 年 3 月）との整合性を図ります。

◆本計画の位置づけ



5 計画期間

本計画の期間は、平成 31 年度から平成 37 年度までの 7 年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業推進状況等を勘案し、必要に応じて計画内容を見直します。

第 2 章

町の地震環境

- 1 過去の地震被害
- 2 町に関係する活断層
- 3 揺れやすさ
- 4 地震被害想定

第2章

町の地震環境

1

過去の地震被害

(1) 近年に発生した主な地震

近年では、日本全土で震度5弱を超える地震が多数発生しており、平成30年の北海道胆振東部地震、平成28年の熊本地震など、規模の大きな地震も発生しています。このことから、いつ大きな地震がおきてもおかしくない状況といえます。

◆平成28年以降に日本付近で発生した主な被害地震

発生年月日	震央地名・地震名	M	最大震度	人的被害	物的被害
平成30年(2018年)9月6日	胆振地方中東部 平成30年北海道胆振東部地震	6.7	7	死41 負731	住家全壊409棟 住家半壊1,262棟 住家一部破損8,463棟など 【平成30年10月29日現在】
平成30年(2018年)6月18日	大阪府北部	6.1	6弱	死5 負435	住家全壊12棟 住家半壊273棟 住家一部破損41,459棟など 【平成30年7月29日現在】
平成30年(2018年)4月9日	島根県西部	6.1	5強	負9	住家全壊18棟 住家半壊57棟 住家一部破損558棟など 【平成30年7月27日現在】
平成29年(2017年)10月6日	福島県沖	5.9	5弱	負1	なし 【平成29年10月13日現在】
平成29年(2017年)7月11日	鹿児島湾	5.3	5強	負1	なし 【平成29年7月18日現在】
平成29年(2017年)7月1日	胆振地方中東部	5.1	5弱	負1	なし 【平成29年7月10日現在】
平成29年(2017年)6月25日	長野県南部	5.6	5強	負2	住家一部破損27棟 【平成29年7月3日現在】
平成28年(2016年)12月28日	茨城県北部	6.3	6弱	負2	住家半壊1棟 住家一部破損25棟 【平成29年11月9日現在】
平成28年(2016年)11月22日	福島県沖	7.4	5弱	負21	住家一部破損9棟 【平成28年11月9日現在】
平成28年(2016年)10月21日	鳥取県中部	6.6	6弱	負32	住家全壊18棟 住家半壊312棟 住家一部破損15,095棟など 【平成30年3月22日現在】
平成28年(2016年)6月16日	内浦湾	5.3	6弱	負1	住家一部破損3棟
平成28年(2016年)5月16日	茨城県南部	5.5	5弱	負1	住家一部破損2棟 【平成29年11月9日現在】
平成28年(2016年)4月14日～	熊本県熊本地方など 平成28年(2016年)熊本地震 ※気象庁が名称を定めた地震名	7.3 ※1	7※2	死269 負2,807 ※3	住家全壊8,668棟 住家半壊34,718棟 住家一部破損162,547棟など 【平成30年8月14日現在】
平成28年(2016年)1月14日	浦河沖	6.7	5弱	負2	非住家公共建物1棟 【平成29年2月21日現在】

資料：気象庁ホームページ「日本付近で発生した主な被害地震」

資料：内閣府ホームページ情報のページ「平成30年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について」

- ※1 「平成28年(2016年)熊本地震」における最大規模の地震(4月16日1時25分熊本県熊本地方の地震)を記載している。
- ※2 4月14日21時26分熊本県熊本地方の地震及び4月16日1時25分熊本県熊本地方の地震の最大震度を記載している。
- ※3 死者数には、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数のうち、市町村において災害が原因で死亡したものと認められた死者214名、及び6月19日から25日に発生した被害のうち熊本地震との関連が認められた死者5名を含む。

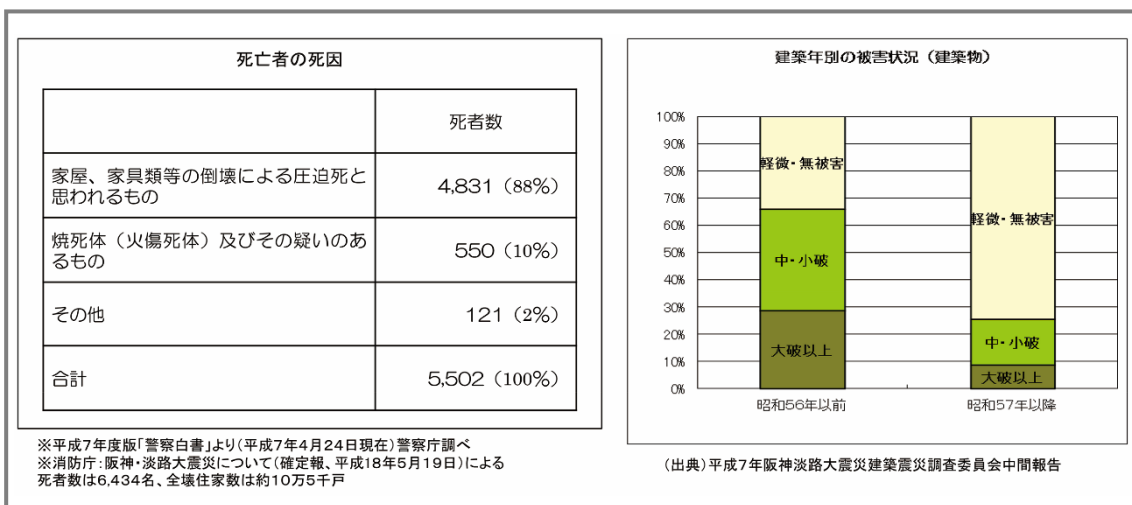
(2) 大地震による主な被害

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われ約25万棟に及び住宅・建築物の倒壊等の甚大な被害をもたらしました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人で、その約9割の4,831人が家屋、家財類等の倒壊等によるものとされています。

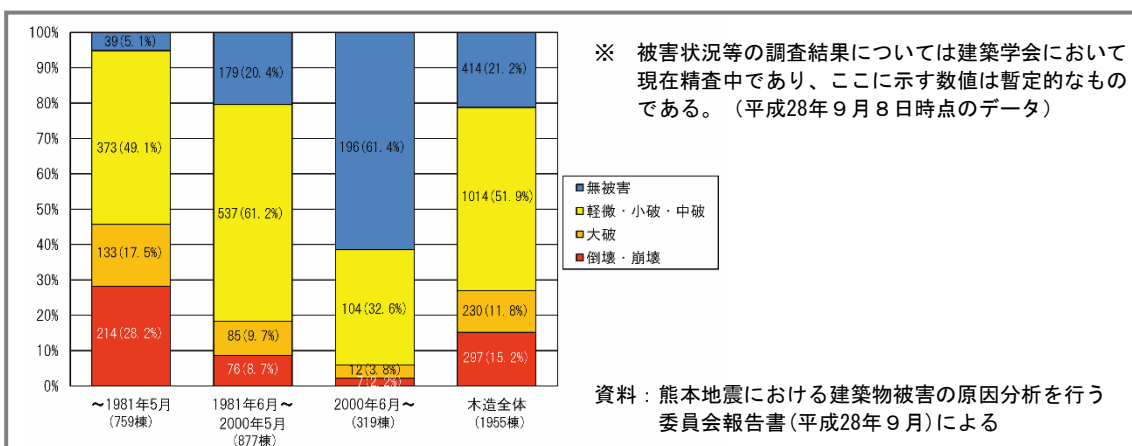
平成23年3月に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者が2万人を超えましたが、死因の約9割を溺死が占めています。

平成28年4月に発生した熊本地震では、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。下図の「熊本地震での木造の建築時期別の被害状況」をみると、旧耐震基準（昭和56年5月以前）と新耐震基準（昭和56年6月以降）では、新耐震基準の被害が少なくなっています。

◆阪神・淡路大震災での被害状況



◆熊本地震での木造の建築時期別の被害状況



(3) 群馬県における地震被害

県内において死者数が最も多い地震は、昭和6年に発生した「西埼玉地震」です。また、平成16年に発生した「新潟県中越地震」でも大きな揺れを観測し、1,055戸の家屋が一部破損しています。

近年では、平成23年の「東北地方太平洋沖地震」では大きな揺れを観測し、17,246棟の住家が一部損壊しています。

群馬県で発生した地震をみると、「群馬県南部の地震」が平成30年6月に発生しています。

◆県内の地震被害

発生日月	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916年2月22日 (大正5年)	・・・※1 (浅間山麓)	6.2	3 : 前橋市	家屋全壊7戸、半壊3戸、 一部破損109戸
1923年9月1日 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4 : 前橋市	負傷者9人、 家屋全壊49戸、半壊8戸
1931年9月21日 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5 : 前橋市	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964年6月16日 (昭和39年)	新潟地震※2 (新潟県下越沖)	7.5	4 : 前橋市	負傷者1人
1996年12月21日 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱 : 板倉町 4 : 沼田市・片品村 ・桐生市	家屋一部破損64戸
2004年10月23日 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※2 (新潟県中越地方)	6.8	5弱 : 片品村・高崎市 ・渋川市	負傷者6人、 家屋一部破損1,055戸
2011年3月11日 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方 太平洋沖地震※2 (三陸沖)	9.0	6弱 : 桐生市 5弱 : 沼田市・前橋市 ・高崎市・太田市 ・渋川市・明和町 ・千代田町 ・大泉町・邑楽町	死者1名、負傷者41名、 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟
2018年6月17日 (平成30年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱 : 渋川市 4 : 前橋市・桐生市 ・伊勢崎市 ・沼田市・吉岡町 ・東吾妻町	住家一部破損4件

資料：「群馬県耐震改修促進計画」(平成30年4月、群馬県)
資料：群馬県ホームページ「平成30年6月17日群馬県南部を震源とする地震に関する被害情報」
(平成30年6月20日8時現在)

※1 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっている。

※2 気象庁が命名した地震。

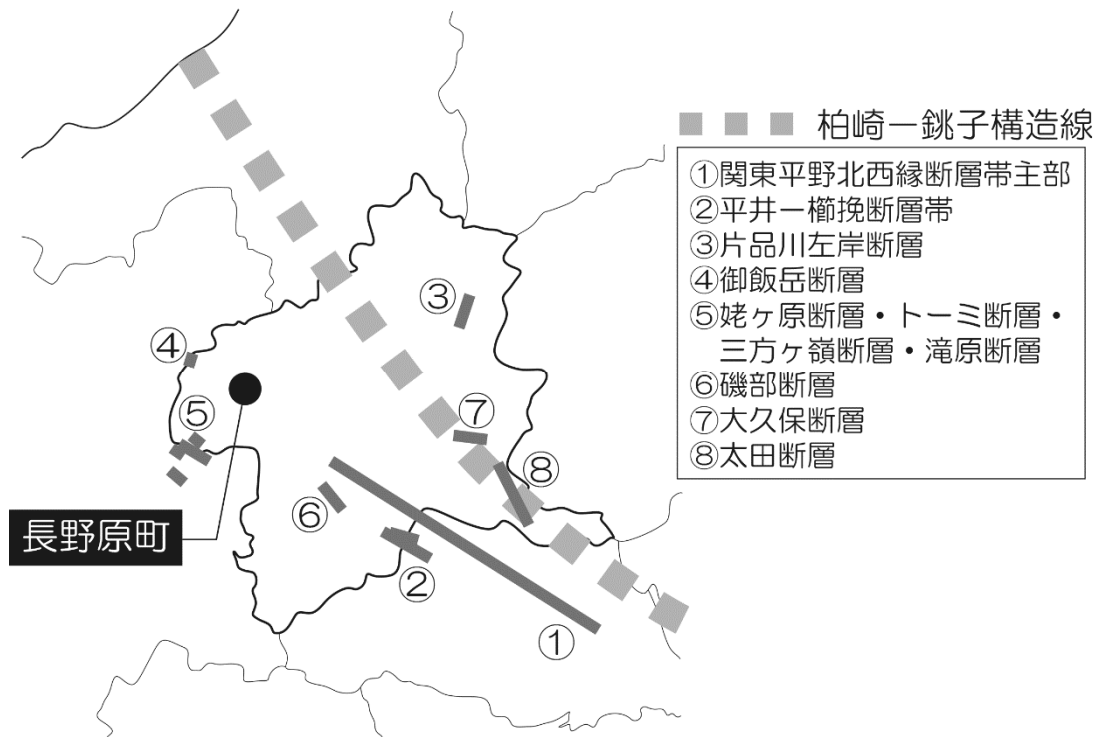
2

町に関係する活断層

群馬県は、「柏崎—銚子構造線※」が県土を南北に貫いており、活断層も以下の図のように分布しています。

町周辺において活動度が高く規模の大きな活断層をみると、埼玉県から群馬県にかけて「関東平野北西縁断層帯」があります。この断層は「①関東平野北西縁断層帯主部」と「②平井—櫛挽断層帯」からなります。このうち「①関東平野北西縁断層帯主部」では、今後30年以内にM8.1程度の地震が発生することも予想されています。

◆群馬県内の構造線や活断層の分布



資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月）から作成

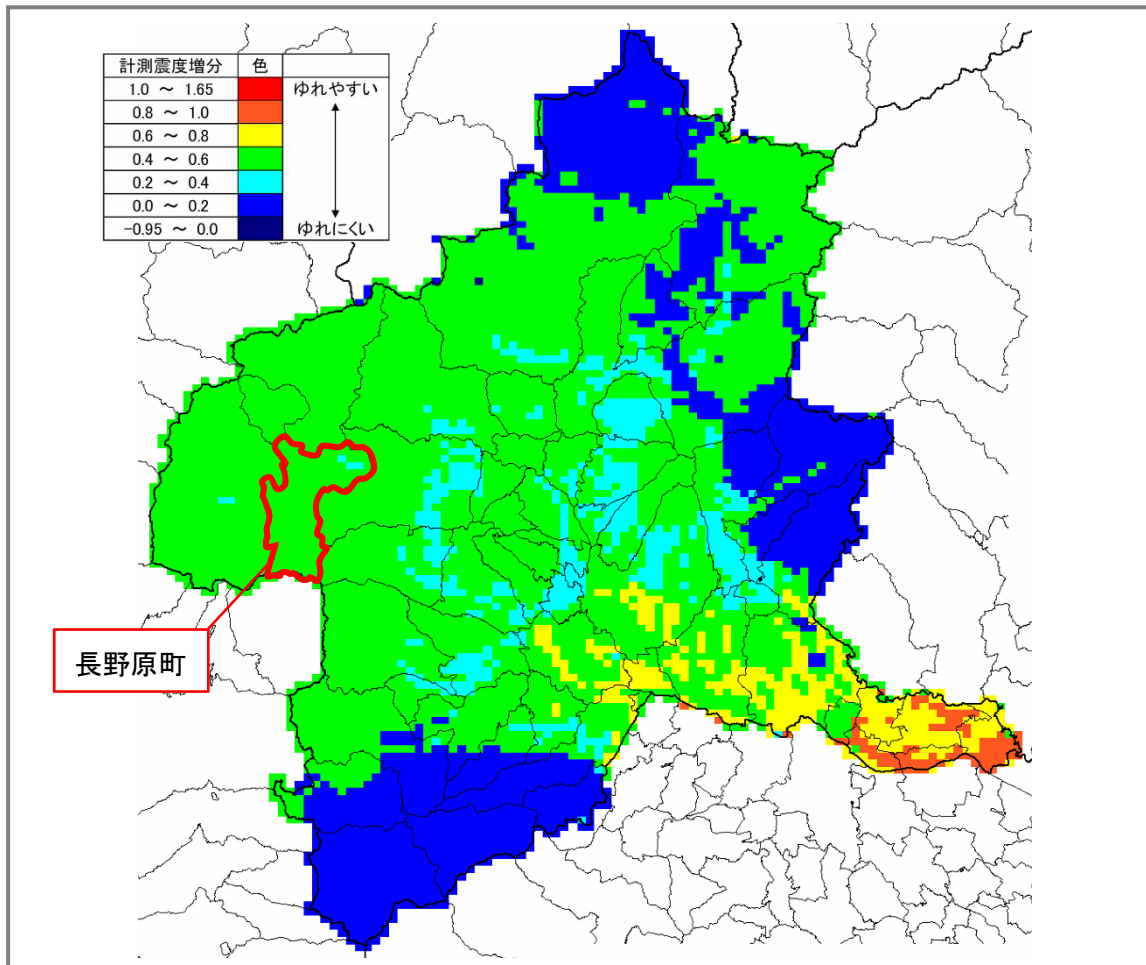
※「構造線」.....
 地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと。一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成される。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田、館林近辺を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎—銚子構造線という。

3 揺れやすさ

中央防災会議^{※1}は、防災対策の検討のため、震度分布の推計等を実施し「表層地盤のゆれやすさ^{※2}」を地図に表現したマップを作成しています。

これによると、町における表層地盤は、計測震度増分で中間の緑色と一部水色になっています。

◆表層地盤のゆれやすさ



資料：内閣府ホームページ「防災情報のページ「ゆれやすさマップ」

※1 「中央防災会議」
内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議などを行っている。

※2 「表層地盤のゆれやすさ」
地震による地表でのゆれの強さは、主に「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なる。一般にはマグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、硬い場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

4

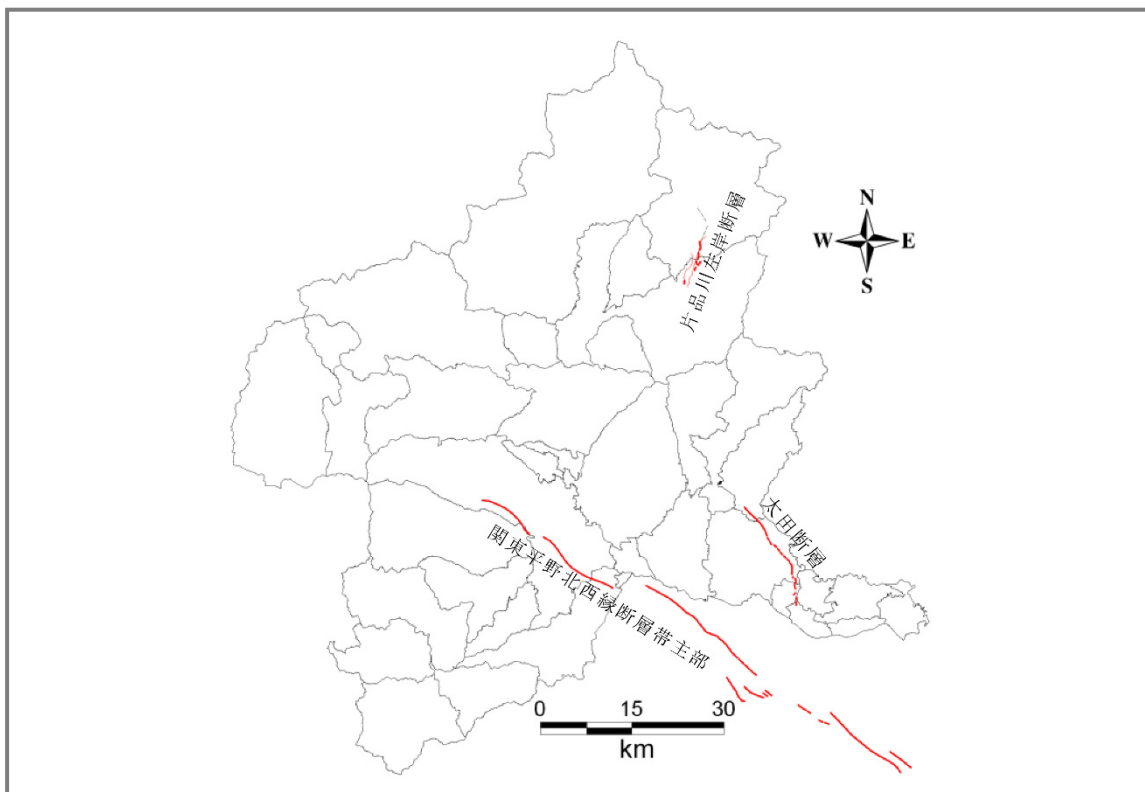
地震被害想定

(1) 想定される地震の設定

本計画で想定される地震は、群馬県地震想定調査の想定地震は「関東平野北西縁断層帯主部」による地震とします。

この想定地震による人的被害は県全体で死者 3,133 人、物的被害は約 19 万棟の建物の損壊が想定されています。

◆ 3つの想定断層（帯）の地表分布図



◆ 想定地震ごとの被害想定

項 目		想定地震ごとの被害			
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品河左岸断層による地震	
人的被害	死者 (冬5時)	3,133人 (0.16%)	1,133人 (0.06%)	23人 (0.001%)	
	負傷者 (冬5時)	17,743人 (0.88%)	7,874人 (0.39%)	85人 (0.004%)	
	避難者 (冬18時)	543,589人 (27.07%)	244,864人 (12.19%)	766人 (0.04%)	
物的被害	建物(全壊・半壊) (冬5時)	192,361棟 (16.78%)	75,048棟 (6.55%)	1,715棟 (0.15%)	
	火災	出火件数 (冬18時)	197件	82件	1件
		焼失棟数 (冬18時)	12,968棟 (1.13%)	4,146棟 (0.36%)	0棟 (0%)

資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成 24 年 6 月）

◆近年の大地震との比較

項 目		(想定地震)	大地震事例			
		関東平野北西 縁断層帯主部 による地震	熊本地震	東北地方 太平洋沖地震 (東日本大震災)	新潟県中越地震	
地震の規模		M8.1	M6.5	M9.0	M6.8	
人的被害	死者・ 行方不明者	3,133人	267人	21,935人	68人	
	負傷者	17,743人	2,804人	6,219人	4,805人	
	避難者 (自主避難)	543,589人	196,325人	約468,600人	103,178人	
物的被害	建 物 (全壊・半壊)	192,361棟	43,399棟	399,808棟	16,985棟	
	火災	出火件数	197件	15件	330件	9件
		焼失棟数	12,968棟	—	263棟	—

資料：「群馬県耐震改修促進計画（2016-2020）」（平成30年4月変更）

資料：内閣府のホームページ「防災情報のページ」平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」（平成30年4月13日現在）

(2) 町における被害想定

想定した「関東平野北西縁断層帯主部」による地震では、町において、震度5強から震度5弱程度が予想され、被害が比較的に大きい冬季の午前5時では、以下のような被害が想定されています。

人的被害については、91人の避難者の発生が想定され、物的被害については、38棟の建物の損壊が想定されています。

◆町における被害想定

項目		長野原町	群馬県全域	
人的被害	死者	0人	3,133人	
	負傷者	0人	17,743人	
	避難者	91人	543,589人	
物的被害	建物被害 (全壊・半壊)		38棟	192,361棟
	火災	出火件数	0件	197件
		焼失棟数	0棟	12,968棟
	ライフライン	配水管被害	5件	5,127件
		断水世帯 (直後)	74世帯	482,024世帯
		LPガス被害	0件	4,690件
		停電率	0%	11%
		不通回線予測	0回線	7,365回線

資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月）

第 3 章

耐震化の現状

- 1 住宅の現状
- 2 多数の者が利用する建築物の現状
- 3 町有公共建築物の現状

第3章

耐震化の現状

1

住宅の現状

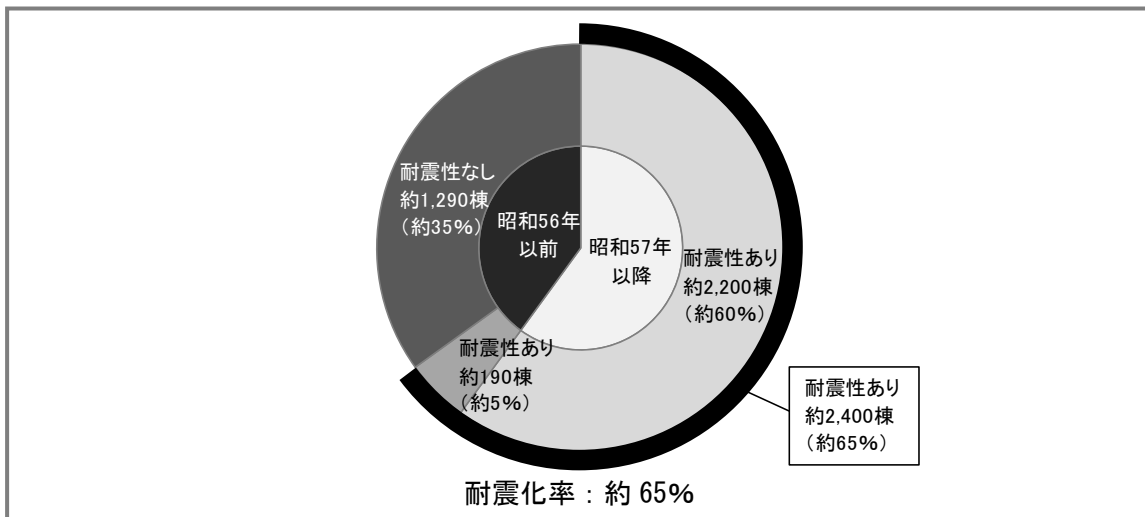
(1) 住宅の耐震化率

町における木造住宅の棟数^{※1}は、約3,700棟となっています。

建築年代をみると、耐震性能に不安がある「昭和56年以前」の木造住宅が1,468棟になっており、そのうち耐震性があると思われる棟数は179棟、耐震改修済みと思われる棟数が6棟になっています。

現在の耐震化率は約65%になっています。

◆住宅の耐震化の現状



分類	住宅
住宅の全棟数 (a)=(b)+(c)	3,672 (棟)
昭和57年以降の住宅 (b)	2,204 (棟)
昭和56年以前の住宅 (c)=(d)+(e)+(f)	1,468 (棟)
耐震性ありと診断 ^{※2} (d)	179 (棟)
改修済み(耐震性あり) ^{※2} (e)	6 (棟)
耐震性なし (f)	1,283 (棟)
耐震化棟数 (g)=(b)+(d)+(e)	2,389 (棟)
耐震化率 (g)/(a)	65.1 (%)

※1 町における木造住宅棟数は、別荘のうち所有者が町に住民票の異動を行っていない、または定住していない棟数を除いています。

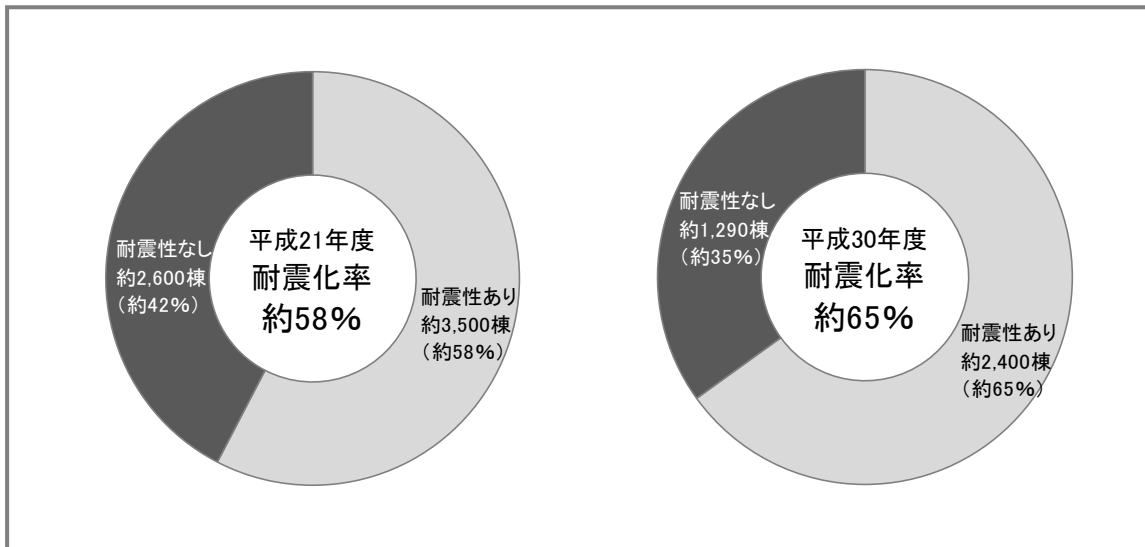
※2 旧耐震(昭和56年以前)の建築物のうち、耐震性がある住宅の割合は、国の推計値「戸建て住宅(木造):12%、マンション(非木造):76%」を用いています。
また、改修済みの住宅の割合は、「平成25年住宅・土地統計調査」の群馬県値より設定しています。

(2) 前回計画との比較

平成 21 年度の前回計画では耐震化率が約 58%で、平成 27 年度までに耐震化率を 85%にする目標でした。

現状の耐震化率は約 65%、目標値である 85%を大きく下回ります。

◆住宅の耐震化の現状



※ 平成30年度の住宅棟数は、別荘を除いた数値です。

(3) 耐震化率向上への課題

町は今まで地震による被害が少ないため、地震に対する対策についての認識が低くなっています。そのため、地震に対する対策や耐震改修について広く町民に知ってもらう機会を設けることが重要になります。

また、耐震改修には費用がかかるため実施するには住宅・建築物の所有者の自助努力による所が大きくなります。そこで、耐震診断及び耐震改修への費用援助があることを周知することが必要になります。

2 多数の者が利用する建築物の現状

(1) 多数の者が利用する建築物の分類

耐震改修促進法における多数の者が利用する建築物について、本計画では下表のように分類します。

◆多数の者が利用する建築物の分類表

分類番号	1	2	3	4	5
分類	被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	災害時に要配慮者がいる建築物	比較的用户の滞在時間が長い建築物	その他の不特定多数が集まる建築物	利用者が比較的限制される建築物
含まれる用途	病院、診療所、集会場、郵便局、体育館等	幼稚園、小学校、中学校、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等	旅館、ホテル、賃貸(共同)住宅、寄宿舍、下宿等	ポーリング場等運動施設、劇場、百貨店等店舗、美術館、銀行、遊技場等	卸売市場、事務所、工場、自動車車庫、危険物貯蔵施設等

(2) 多数の者が利用する建築物における耐震診断及び耐震改修の実施状況

多数の者が利用する建築物の全棟数は29棟です。昭和56年以前の建築物が4棟あり、そのうち耐震診断実施済みで耐震性が確認されたものが1棟、耐震改修したものが2棟あります。

◆多数の者が利用する建築物における耐震診断の実施状況

分類	1		2		3		4		5		合計	
	被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物		災害時に要配慮者がいる建築物		比較的用户の滞在時間が長い建築物		その他の不特定多数が集まる建築物		利用者が比較的限定される建築物			
多数の者が利用する建築物	7	(100.0%)	8	(100.0%)	11	(100.0%)	0	-	3	(100.0%)	29	(100.0%)
民間	0	-	1	-	7	-	0	-	3	-	11	-
公共	7	-	7	-	4	-	0	-	0	-	18	-
昭和57年以降の建築物	5	(71.4%)	7	(87.5%)	11	(100.0%)	0	-	2	(66.7%)	25	(86.2%)
民間	0	-	1	-	7	-	0	-	2	-	10	-
公共	5	-	6	-	4	-	0	-	0	-	15	-
昭和56年以前の建築物	2	(28.6%)	1	(12.5%)	0	-	0	-	1	(33.3%)	4	(13.8%)
民間	0	-	0	-	0	-	0	-	1	-	1	-
公共	2	-	1	-	0	-	0	-	0	-	3	-
耐震診断実施済み	2		1		0		0		0		3	
耐震性確認	1		0		0		0		0		1	
耐震性不足	1		1		0		0		0		2	
耐震診断未実施	0		0		0		0		1		1	

◆昭和56年以前の多数の者が利用する建築物における耐震診断及び耐震改修の実施状況表

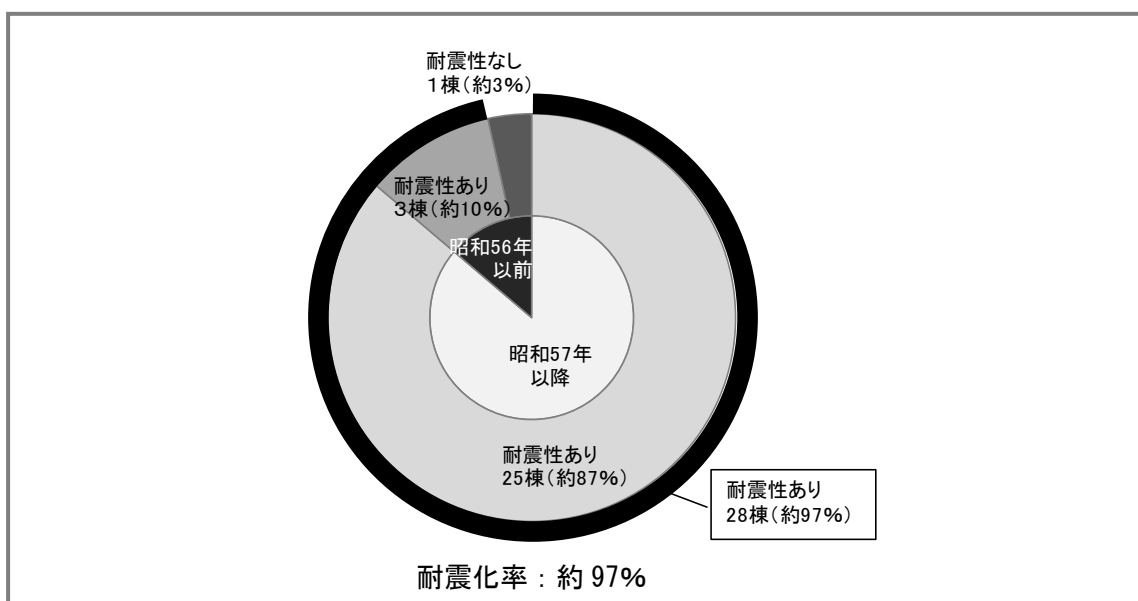
分類	1		2		3		4		5		合計	
	被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物		災害時に要配慮者がいる建築物		比較的用户の滞在時間が長い建築物		その他の不特定多数が集まる建築物		利用者が比較的限定される建築物			
昭和56年以前の多数の者が利用する建築物	2	(100%)	1	(100%)	0	-	0	-	1	(100%)	4	(100%)
民間	0	-	0	-	0	-	0	-	1	-	1	-
公共	2	-	1	-	0	-	0	-	0	-	3	-
耐震性が確保されているもの	2	(100%)	1	(100%)	0	-	0	-	0	-	3	(75.0%)
民間	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
公共	2	-	1	-	0	-	0	-	0	-	3	-
耐震性が確認されたもの	1		0		0		0		0		1	
民間	0		0		0		0		0		0	
公共	1		0		0		0		0		1	
耐震性が不足で耐震改修したもの	1		1		0		0		0		2	
民間	0		0		0		0		0		0	
公共	1		1		0		0		0		2	
耐震性が確認・確保されていないもの	0	(0.0%)	0	-	0	-	0	-	1	(100%)	1	(25.0%)
民間	0	-	0	-	0	-	0	-	1	-	1	-
公共	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
耐震性が不足で耐震改修していないもの	0		0		0		0		0		0	
民間	0		0		0		0		0		0	
公共	0		0		0		0		0		0	
耐震診断が未実施のもの	0		0		0		0		1		1	
民間	0		0		0		0		1		1	
公共	0		0		0		0		0		0	

(3) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

町における多数の者が利用する建築物をみると、耐震性能に不安がある「昭和56年以前」の建築物が4棟になっており、そのうち1棟が耐震性ありと診断され、2棟が耐震改修済みになっています。

現在の耐震化率は約97%になっています。

◆多数の者が利用する建築物の耐震化の現状



分類	公共	民間	合計
多数の者が利用する建築物の全棟数 (a)=(b)+(c)	18 (棟)	11 (棟)	29 (棟)
昭和57年以降の建物 (b)	15 (棟)	10 (棟)	25 (棟)
昭和56年以前の建物 (c)=(d)+(e)+(f)	3 (棟)	1 (棟)	4 (棟)
耐震性ありと診断 (d)	1 (棟)	0 (棟)	1 (棟)
改修済み(耐震性あり) (e)	2 (棟)	0 (棟)	2 (棟)
耐震性なし (f)	0 (棟)	1 (棟)	1 (棟)
耐震化棟数 (g)=(b)+(d)+(e)	18 (棟)	10 (棟)	28 (棟)
耐震化率 (g)/(a)	100.0 (%)	90.9 (%)	96.6 (%)

3

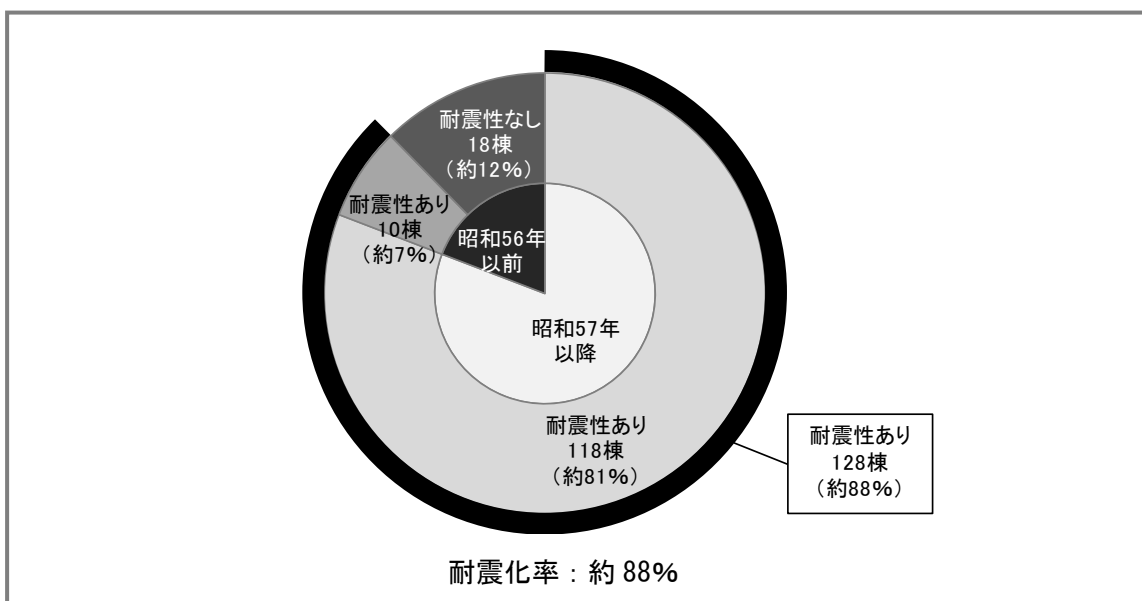
町有公共建築物の現状

町における町有公共建築物の棟数は、平成 30 年度に 146 棟となっています。

建築年代をみると、耐震性能に不安がある「昭和 56 年以前」の建築物が 28 棟になっており、そのうち 7 棟が耐震性ありと診断され、3 棟が耐震改修済みになっています。

現在の耐震化率は約 88% になっています。

◆町有公共建築物の耐震化の現状



分類	災害対策拠点	救助・救急、医療等拠点	避難収容施設	ライフライン関係	要配慮者施設	多数の町民が集まる施設	比較的滞在時間の長い施設	その他	合計
町有公共建築物の全棟数 (a)=(b)+(c)	2 (棟)	6 (棟)	38 (棟)	10 (棟)	7 (棟)	18 (棟)	39 (棟)	26 (棟)	146 (棟)
昭和 57 年以降の建物 (b)	2 (棟)	6 (棟)	28 (棟)	10 (棟)	7 (棟)	16 (棟)	37 (棟)	12 (棟)	118 (棟)
昭和 56 年以前の建物 (c)=(d)+(e)+(f)	0 (棟)	0 (棟)	10 (棟)	0 (棟)	0 (棟)	2 (棟)	2 (棟)	14 (棟)	28 (棟)
耐震性ありと診断 (d)	0 (棟)	0 (棟)	6 (棟)	0 (棟)	0 (棟)	0 (棟)	0 (棟)	1 (棟)	7 (棟)
改修済み(耐震性あり) (e)	0 (棟)	0 (棟)	3 (棟)	0 (棟)	0 (棟)	0 (棟)	0 (棟)	0 (棟)	3 (棟)
耐震性なし (f)	0 (棟)	0 (棟)	1 (棟)	0 (棟)	0 (棟)	2 (棟)	2 (棟)	13 (棟)	18 (棟)
耐震化棟数 (g)=(b)+(d)+(e)	2 (棟)	6 (棟)	37 (棟)	10 (棟)	7 (棟)	16 (棟)	37 (棟)	13 (棟)	128 (棟)
耐震化率 (h)=(g)/(a)	100 (%)	100 (%)	97 (%)	100 (%)	100 (%)	89 (%)	95 (%)	50 (%)	88 (%)

第4章

耐震化の目標

- 1 耐震化の目標設定の考え方
- 2 住宅の耐震化の目標
- 3 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標
- 4 町有公共建築物の耐震化の目標

第4章

耐震化の目標

1

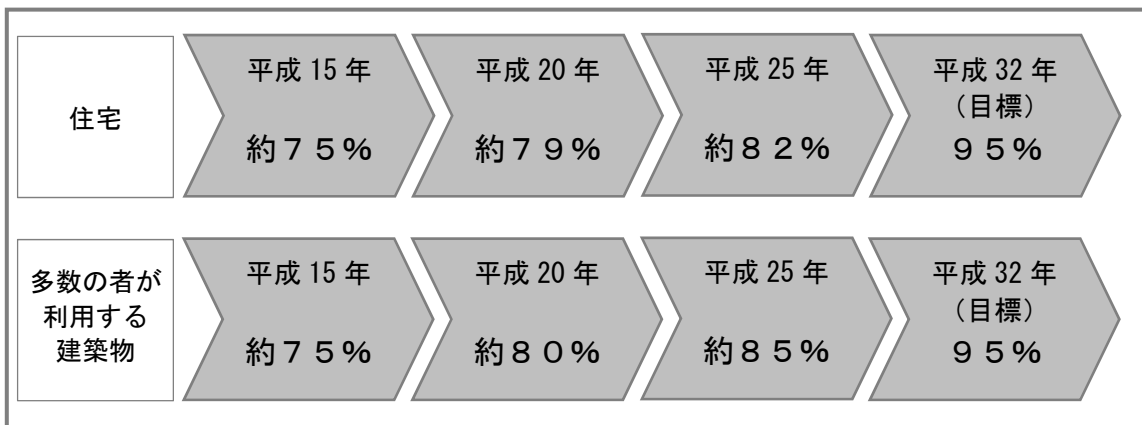
耐震化の目標設定の考え方

(1) 国・県における耐震化の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省）」では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95%にすることを目標としています。

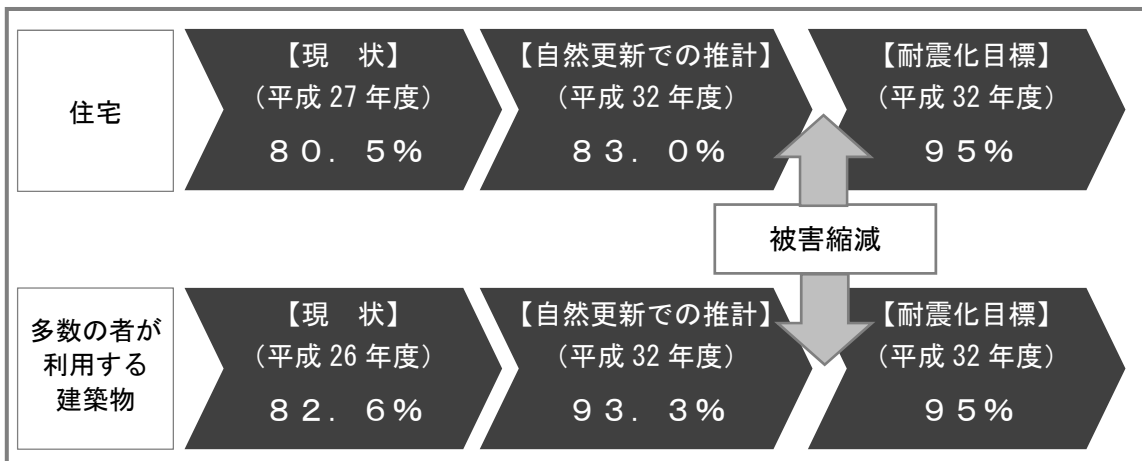
群馬県においても、国の目標値を踏まえて、平成 32 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を 95%にすることを目標としています。

◆国の耐震化率



資料：国土交通省ホームページ「住宅・建築物の耐震化について」から作成

◆群馬県の耐震化目標

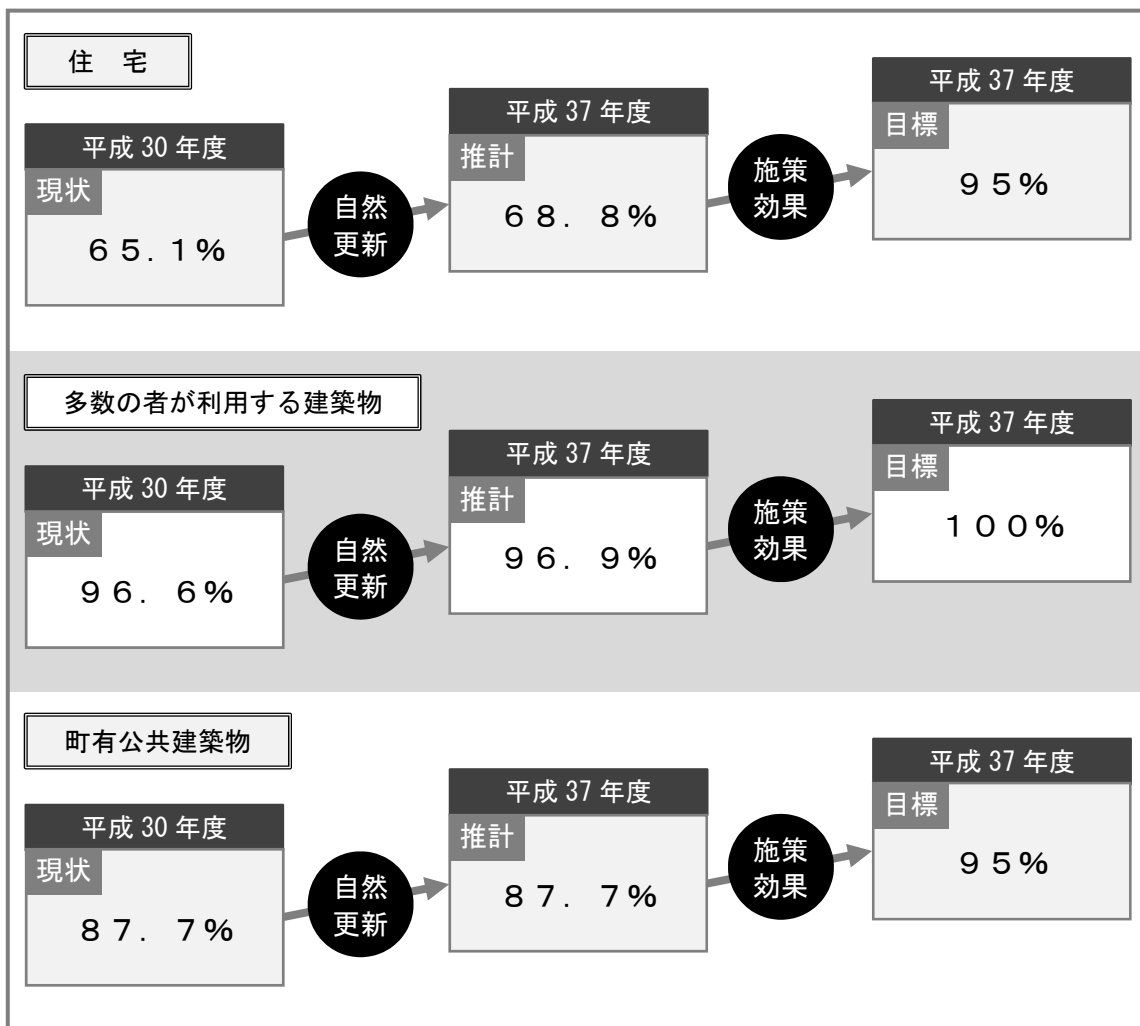


資料：「群馬県耐震改修促進計画（2016-2020）」（平成 30 年 4 月変更）から作成

(2) 町における耐震化の目標

町においても、国、県の目標と町の実態を考慮し、住宅の耐震化率目標を95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率目標を100%に設定します。

また、町有公共建築物も災害時の拠点施設等、防災上重要な役割となっている施設があることから、耐震化率目標を95%に設定します。



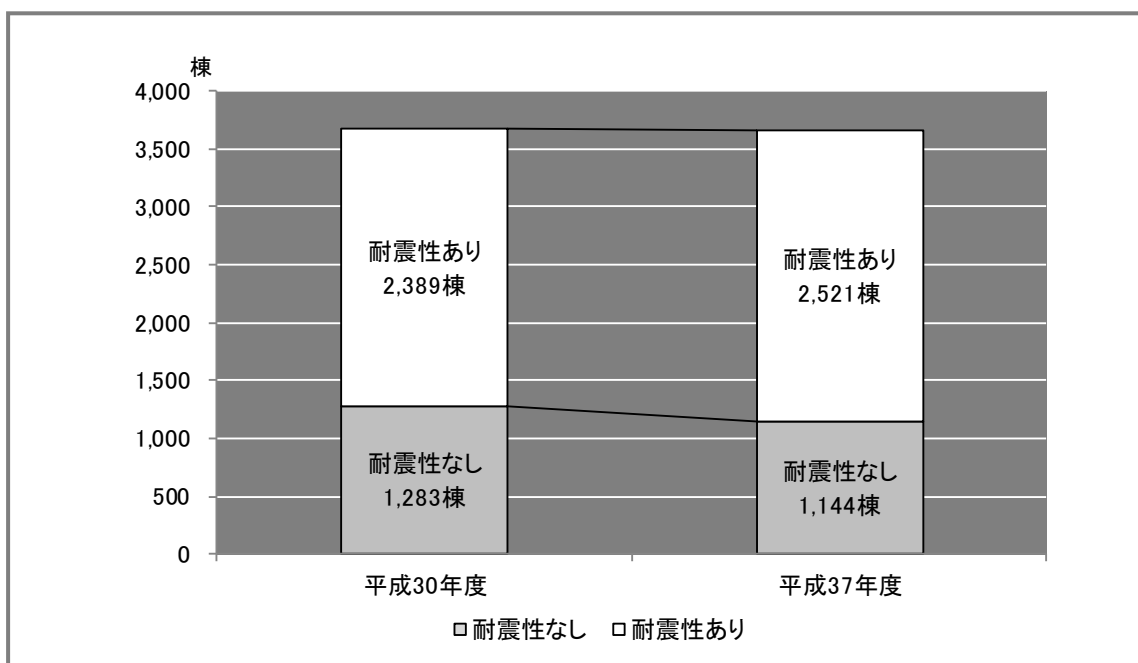
2 住宅の耐震化の目標

(1) 自然更新による耐震化の見込み

平成30年度現在、耐震性がある住宅が約2,400棟、耐震性なしの住宅が約1,300棟です。よって、現在の耐震化率は約65%になります。

平成37年度の住宅数は、現在のペースで進むと仮定した場合、平成30年から横ばいになると推計されます。そのうち耐震性がある住宅は約2,500棟、耐震性がない住宅は約1,100棟になり、耐震化率は約69%になります。

◆住宅の自然更新による耐震化



	平成30年度	平成37年度
耐震性あり	2,389 (棟)	2,521 (棟)
耐震性なし	1,283 (棟)	1,144 (棟)
全棟数	3,672 (棟)	3,665 (棟)
耐震化率	65.1 (%)	68.8 (%)

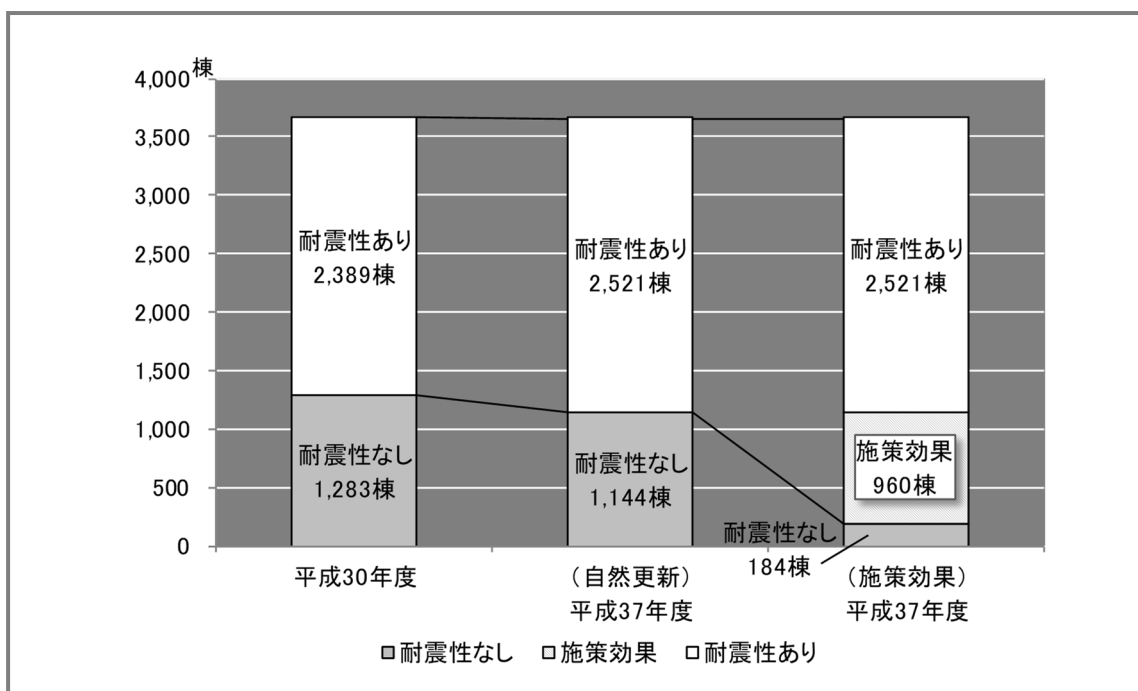
※ 住宅棟数は、別荘を除いた数値です。

(2) 耐震化の目標

現状の耐震化率は約65%あり、今後自然更新による平成37年度の耐震化率の見込みは約69%にとどまると推計され、目標値である95%を下回ります。

そこで、町では木造住宅の耐震性の確保等による減災効果を見据え、目標達成に向けて7年間で960棟の耐震化をする必要があります。

◆住宅の耐震化の目標



	平成30年度	平成37年度	平成37年度	適用
耐震化率	現 状	自然更新による耐震化率	目標とする耐震化率	
	約65 (%)	約69 (%)	95 (%)	
耐震性あり棟数	2,389 (棟)	2,521 (棟)	3,481 (棟)	目標達成に向けて7年間で960棟を耐震化する施策効果が必要になります。1年間では、 $960 \div 7 \approx 138$ (棟) になります。
			[うち960 (棟)]	
耐震性なし棟数	1,283 (棟)	1,144 (棟)	184 (棟)	
全棟数	3,672 (棟)	3,665 (棟)	3,665 (棟)	

※ 住宅棟数は、別荘を除いた数値です。

3

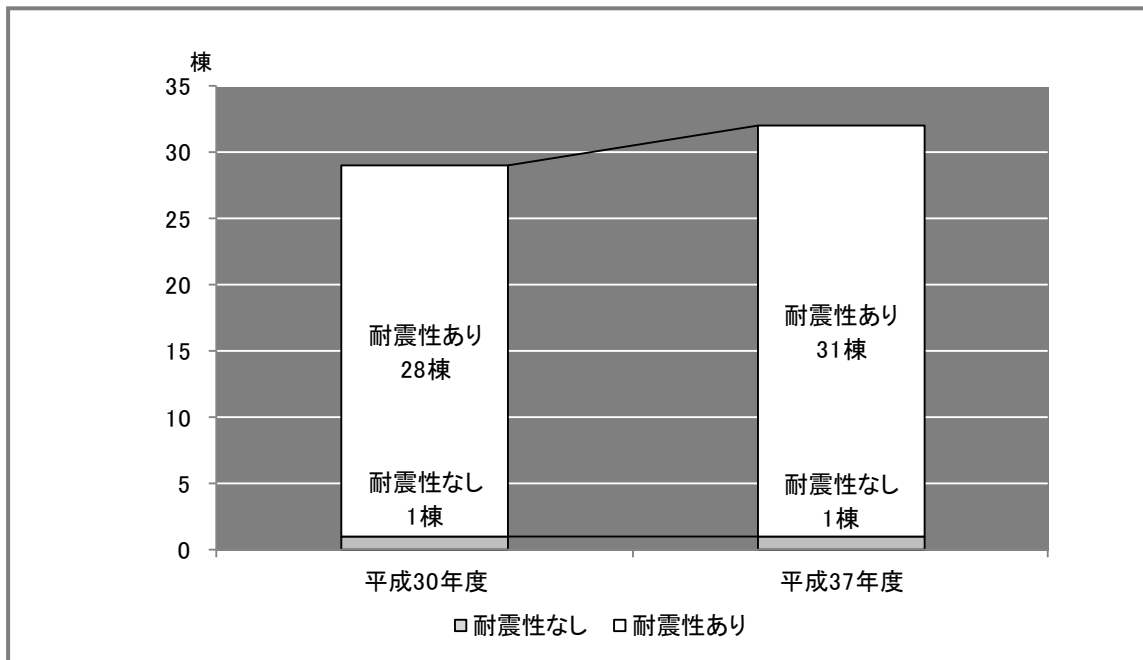
多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

(1) 自然更新による耐震化の見込み

多数の者が利用する建築物は平成 30 年度現在、耐震性がある建築物が 28 棟、耐震性なしの建築物が 1 棟です。よって、現在の耐震化率は約 97%になります。

平成 37 年度には、多数の者が利用する建築物が 32 棟になると推計されます。これまでのペースで建替えや除却等が進むと仮定した場合、耐震性がある建築物は 31 棟、耐震性がない建築物は 1 棟になり、耐震化率は約 97%になります。

◆多数の者が利用する建築物の自然更新による耐震化



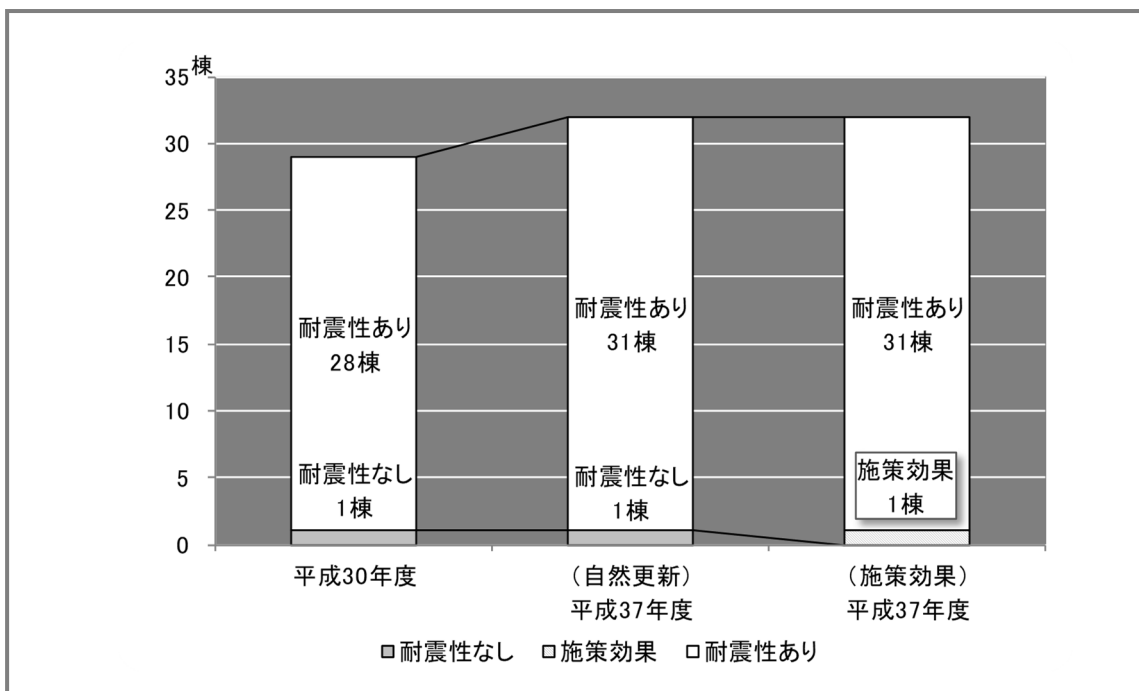
	平成 30 年度	平成 37 年度
耐震性あり	28 (棟)	31 (棟)
耐震性なし	1 (棟)	1 (棟)
全棟数	29 (棟)	32 (棟)
耐震化率	96.6 (%)	96.9 (%)

(2) 耐震化の目標

現状の耐震化率は約 97%あり、今後建替えや除却等の自然更新による平成 37 年度の耐震化率の見込みは約 97%にとどまると推計され、目標値である 100%を下回ります。

そこで、町では目標達成に向けて 7 年間で 1 棟の耐震化をする必要があります。

◆多数の者が利用する建築物の耐震化の目標



	平成 30 年度	平成 37 年度	平成 37 年度	適用
耐震化率	現 状	自然更新による耐震化率	目標とする耐震化率	
	約 97 (%)	約 97 (%)	100 (%)	
耐震性あり棟数	28 (棟)	31 (棟)	32 (棟)	目標達成に向けて7年間で1棟を耐震化する施策効果が必要になります。
			[うち1(棟)]	
耐震性なし棟数	1 (棟)	1 (棟)	0 (棟)	
全棟数	29 (棟)	32 (棟)	32 (棟)	

4

町有公共建築物の耐震化の目標

(1) 公共建築物の分類と目標設定

公共建築物は、町民の生命を守るだけでなく、地震発生時における災害対策や避難救護など重要な役割があります。

したがって、公共建築物を下表のように分類し、耐震化率の目標値を設定します。

◆町有公共建築物の分類と目標値

大分類	NO.	小分類	(建築物の具体例)	目標値
I. 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共施設	1	災害対策拠点機能関係	【役場等】	100%
	2	救助・救急、医療等拠点機能関係	【診療所、消防団詰所等】	100%
	3	避難収容施設関係	【集会場、小・中学校、体育館、その他防災拠点等】	100%
	4	ライフライン関係	【上下水道施設等】	100%
II. 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共施設	5	要配慮者施設	【福祉施設、幼稚園等】	100%
	6	多数の町民が集まる施設	【文化センター、児童館等】	100%
	7	比較的滞在時間の長い施設	【町営住宅等】	100%
III. その他	8	その他の町有施設	【上記以外の施設等】	95%以上

(2) 耐震化の現状と将来値

平成 30 年度現在、町有建築物 146 棟のうち、耐震性がある建築物が 128 棟、耐震性なしの建築物が 18 棟で、現在の耐震化率は約 88%になります。

したがって、分類ごとに耐震化率を達成するためには、「3. 避難収容施設」を 1 棟、「5. 要配慮者施設」を 1 棟、「6. 多数の町民が集まる施設」を 2 棟、「7. 比較的滞在時間の長い施設」を 2 棟、「8. その他」の建物を 12 棟、耐震化する必要があります。

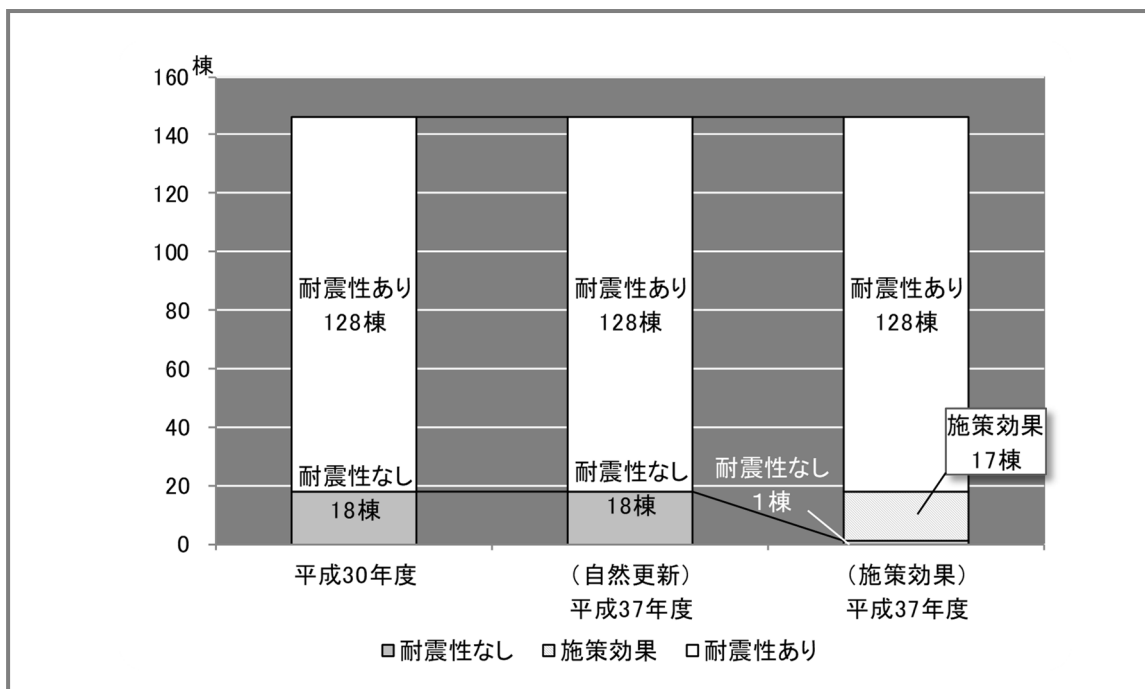
		平成 30 年度				平成 37 年度 (目標)			
		すべての施設				すべての施設			
		耐震性有 耐震性無 耐震化率	うち 多数の者が利 用する建築物	耐震性有 耐震性無 耐震化率		耐震性有 耐震性無 耐震化率	うち 多数の者が利 用する建築物	耐震性有 耐震性無 耐震化率	
I	1	2	2	0	0	0	0	0	0
			0		0		0		
			100%		—		—		
	2	6	6	0	0	0	0	0	0
0			0		0				
100%			—		—				
3	38	37	13	13	0	13	0	0	
		1		0		0			
		97%		100%		100%			
4	ライフライン 関係	10	10	0	0	0	0	0	0
			0		0		0		
			100%		—		—		
5	要配慮者施設	7	7	1	1	0	1	0	0
			1		0		0		
			100%		100%		100%		
6	多数の町民が 集まる施設	18	16	0	0	0	0	0	0
			2		0		0		
			89%		—		—		
7	比較的滞在時間 の長い施設	39	37	4	4	0	4	0	0
			2		0		0		
			95%		100%		100%		
8	その他	26	13	0	0	0	0	0	0
			13		0		0		
			50%		—		—		
合計		146	128	18	18	0	100%	145	18
			18		0		100%	1	0
			88%		100%		99%		100%

(3) 耐震化の目標

現状の耐震化率は約88%ですが、今後建替えや除却等の予定がないため、目標値である95%を下回ります。

そこで、町では目標達成に向けて、現在耐震性のない建築物18棟のうち17棟を耐震化する必要があります。

◆町有公共建築物の耐震化の目標



	平成30年度	平成37年度	平成37年度	適用
耐震化率	現 状	自然更新による耐震化率	目標とする耐震化率	
	約88 (%)	約88 (%)	95 (%)	
耐震性あり棟数	128 (棟)	128 (棟)	145 (棟)	目標達成に向けて7年間で17棟を耐震化する施策効果が必要になります。
			[うち17 (棟)]	
耐震性なし棟数	18 (棟)	18 (棟)	1 (棟)	
全棟数	146 (棟)	146 (棟)	146 (棟)	

第5章

耐震化を促進するための施策

- 1 住宅の耐震化の促進
- 2 住宅の減災化の促進
- 3 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- 4 町有公共建築物の耐震化の促進
- 5 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化
- 6 空き家の減災
- 7 耐震改修促進法に基づく指導等の実施
- 8 その他安全対策に関する取り組み

第5章

耐震化を促進するための施策

1

住宅の耐震化の促進

(1) 確実な普及・啓発

① 情報提供

町では、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページなど様々な手段を通じて、所有者や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めていきます。

また、耐震改修促進計画の内容を簡略にまとめたダイジェスト版や地震防災マップ等の作成・配布を行い、耐震改修等の普及啓発及び周知に取り組みます。

② 耐震化の普及・啓発

県との協働により、耐震性のない住宅所有者に対し、町からのダイレクトメール等による耐震化普及啓発資料等の送付を行い、耐震化の必要性を認識してもらうことで耐震診断の実施を促します。

また、重点的取り組み地域を抽出して、地震対策の重要性を周知するための講習会や防災訓練等を実施したりするなど、住宅の耐震化の普及・啓発を進めます。

③ 相談窓口の設置

町、県及び関係団体等が連携して相談窓口を設置し、住宅所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じ、住宅所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備します。

◇場 所：長野原町役場 建設課

◇TEL：0279-82-3010

④ 地震防災マップ等の周知

これまでの地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を示す地震防災マップ等により、住宅所有者が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるように取り組みます。

(2) 耐震改修の支援

住宅の耐震化を促進するためには、まず住宅所有者が自宅の耐震性の状況について知ることが重要なため、木造住宅耐震診断者派遣事業を活用してもらい、住宅の耐震診断を促進します。

また、住宅耐震改修に要する費用について、住宅所有者の負担を軽減するため、以下のような支援を行っています。

① 助成制度の概要

◆木造住宅耐震改修診断者派遣事業

項目	内容
概要	木造住宅について、診断者を派遣し、一般診断※を行う。
該当建築物	①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての木造住宅または木造併用住宅 (住宅部分の床面積が1/2以上のもの) ②平屋または2階建ての木造住宅
診断費用	耐震診断費：個人負担なし 耐震診断者の交通費：千円 図面作成費：1万円程度

※ 財団法人 日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく耐震診断法。

◆木造住宅耐震改修補助事業

項目	内容
概要	耐震補強工事を行ったものに補助を行う。
該当建築物	①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての木造住宅または木造併用住宅 (住宅部分の床面積が1/2以上のもの) ②平屋または2階建ての木造住宅
補助金	耐震改修にかかる費用(設計・工事・工事管理費)の1/3以内 (上限50万円)

② 耐震改修・耐震診断に対する融資制度【住宅金融支援機構】

項目	内容	
概要	耐震改修工事または耐震補強工事に対する融資	
融資額	戸建住宅	基本融資額：1,000万円（10万円以上、10万円単位） 金利：最新金利情報は、支援機構にお問い合わせください
	賃貸住宅	融資額：工事費の80%（10万円単位）が限度 金利：最新金利情報は、支援機構にお問い合わせください

③ 耐震診断・耐震改修に対する税の特例措置

◆住宅の耐震改修促進税制

項目	内容	
概要	住宅の耐震化を促進するため、住宅の耐震改修を行った場合に税額の控除・減額等を行う制度	
対象地域	対象地域の限度なし	
適用期限	制度期間：平成33年12月31日まで 工事完了期間：平成32年3月31日まで	
措置内容	所得税	耐震改修工事を行った場合、当該工事費（上限：250万円）の10%を控除
	固定資産税	50万円以上の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額1/2を減額（1戸当たり120㎡相当部分まで）
	住宅ローン減税	住宅ローンを借り入れて耐震改修を行った場合、年末ローン残高の1%が所得税から10年間控除
	贈与税	満20歳以上の個人が平成27年から平成33年までの間に親などから住宅改修工事の資金贈与を受けた場合は、一定額まで非課税

◆建築物に係る耐震改修促進税制

項目	内容
概要	建築物の耐震化を促進するため、建築物の耐震改修を行った場合に税額の控除・減額等を行う制度
該当建築物	耐震改修促進法により耐震診断の義務付け対象となる建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、平成32年3月31日までに政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を完了したもの
措置内容	工事完了の翌年度から2年間、固定資産税の税額を1/2減額（改修工事費の2.5%を限度）

(3) 建替え・除却の促進

耐震性がない住宅の中には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅の大半は新築又は建替えによるものが大半を占めていることから、耐震改修の促進と併せて、耐震性のない住宅の建替えを促進します。

さらに、耐震性がない空き家については、地震により倒壊した場合に、隣地に被害をもたらすおそれがあり、また倒壊により道路等を閉塞することで、周辺住民の避難に支障をきたすおそれもあることから、空き家の除却について促進します。

(4) 専門家や事業者の人材育成

県では、木造住宅の耐震診断技術者の養成を図るための「木造住宅耐震診断技術者養成講習会」を平成 21 年度から毎年実施しています。

この講習会の履修者で受講修了者名簿の掲載に同意された方については、インターネット等で公開しています。

引き続き、県は建築士などの専門家や事業者に対して、適切に耐震相談に応えられるよう、地震防災知識や耐震改修等の知識習得に向け、セミナーや講習会を開催することとしています。

また県では、耐震改修の方法、事例等をわかりやすく解説した「群馬県木造住宅耐震改修マニュアル」（平成 19 年 3 月）を主に中小工務店等に配布して、木造住宅の施工技術の習得を支援します。

(5) リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することが効果的であり、費用面でもメリットがあります。

そこで、リフォーム事業者等との連携を図り、民間事業者等が開催する住宅リフォームフェアや広報を通じて、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行い、建築物の所有者等の意識啓発を促進します。

住宅の耐震化の目的は、主の中で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守ることです。

しかし、住宅の耐震改修には住宅所有者に多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。

すぐには耐震化によって安全性を確保することができないとしても、地震災害から人の命を守るために、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」の視点も重要であると考えます。

そのため、町では住宅の耐震化を促進するとともに、住宅の「減災化」を目的とした施策を促進します。

(1) 住む人に合った耐震改修

耐震診断の結果、耐震性なしと診断された場合、その中で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守るためには、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増すための耐震改修工事を実施することが必要です。しかし、前述のように一度の耐震改修工事ですべての耐震化を行うことは費用面で困難な場合もあります。

このため、費用負担の平準化や家族の状況、生活環境の変化等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的に行い、耐震改修工事を複数回に分けて段階的に耐震化を進めるなど、住む人の実情に合った耐震改修を促進します。

(2) 命を守る住まいの補強

住宅所有者の経済的な理由等で大がかりな耐震改修工事が出来ない場合などは、地震による住宅の倒壊から人命を守るため、住宅の中で最も滞在時間の長い居間や寝室などの個室を補強し、必要最低限の安全空間を確保することも、地震被害を軽減するために有効な手段となります。

そこで、地震による住宅の倒壊から町民の命を守るために、住宅全体の耐震改修より比較的安価な工事費で実施可能な耐震シェルターや防災ベッドの設置を促進します。

◆防災ベッド・耐震シェルター



防災ベッド：10tの荷重にも耐えられる構造



木質耐震シェルター：2台のベッドを置ける広さ

資料：「広報ぼうさい 5月号(第45号)」(平成20年、内閣府)

3

多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

(1) 確実な普及・啓発

- ① 行政広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページ、講習会など様々な手段を通じて、建築物の所有者や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めていきます。
- ② 県との協働により、耐震性のない建築物の所有者に対し、町からのダイレクトメール等による耐震化普及啓発資料等の送付を行い、耐震診断の実施を促すなど、ターゲットを絞った建築物の耐震化の普及・啓発を進めます。
- ③ 町、県及び関係団体等が連携して相談窓口を設置し、建築物の所有者等に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じ、建築物の所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備します。

(2) 耐震化の支援

建築物の耐震診断及び耐震改修に対する補助金等の所有者への支援策の活用を促進して、耐震診断義務付け対象建築物、病院、福祉施設等の耐震改修、建替え、除却を促進します。

(1) 町有公共建築物の耐震化の情報開示

町は、防災拠点となる主な町有公共建築物について、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震診断及び耐震改修の実施状況等の情報の公表に努めます。

(2) 町有建築物の耐震化の促進

町有建築物については、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時に被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、防災拠点施設としての機能を確保する観点からも、早急に耐震性を確保する必要があるため、下表の考え方にに基づき、災害対策拠点建築物、救助・救急、医療等拠点建築物、避難収容建築物等について、大規模なものほど優先的に耐震化を推進します。

また、「長野原町公共施設等総合管理計画」等との関連も含めて、計画的な耐震化を推進します。

特に、不特定多数の町民が利用する施設、町の災害対策活動の拠点となる庁舎、避難収容拠点等となる教育施設等の防災上重要な建築物のうち、耐震診断の結果から大規模補強が必要と診断される施設については、地震発生時の一次被害の軽減を図るとともに防災対策上の機能を確保するため、早急に耐震化を推進します。

◆公共建築物の耐震化の考え方

大分類	小分類	耐震化の優先性	
		用途別	規模別
Ⅰ 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共建築物	1 災害対策拠点建築物	特に優先度を定めない	大規模なものほど優先
	2 救助・救急、医療等拠点建築物		大規模なものほど優先
	3 避難収容施設		大規模なものほど優先
	4 ライフライン関係建築物		特に優先度を定めない
Ⅱ 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共建築物	5 要配慮者施設	優先度高い	特に優先度を定めない
	6 多数の人が集まる施設	↑	特に優先度を定めない
	7 比較的滞在時間の長い施設		優先度低い
Ⅲ その他	8 その他の町有建築物	特に優先度を定めない	特に優先度を定めない

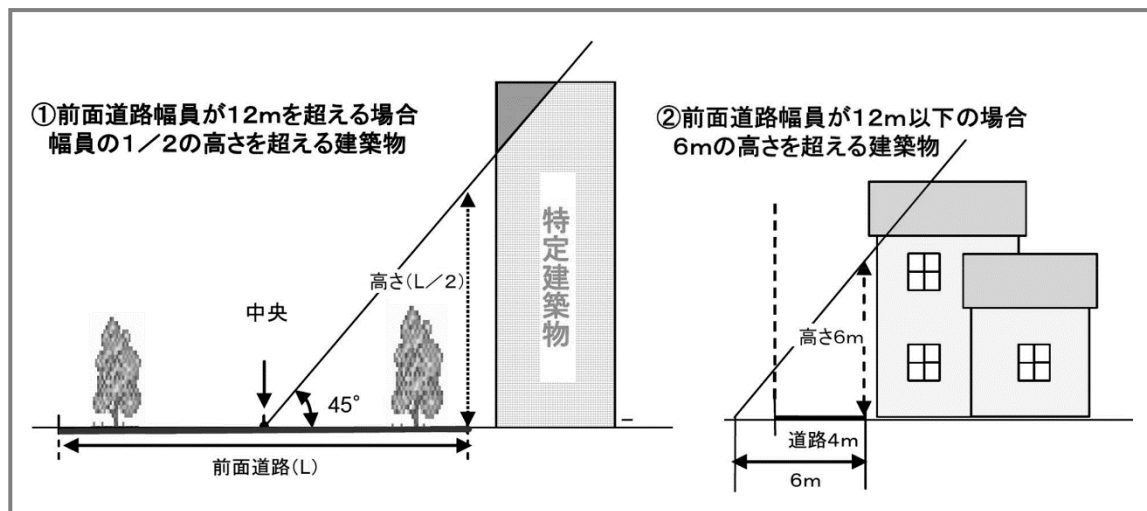
5

避難路の指定及び沿道建築物の耐震化

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物について

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の規定による、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）沿道の建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の $1/2$ 、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物を対象として、耐震化を促進する必要があります。

◆地震発生時に通行を確保すべき道路



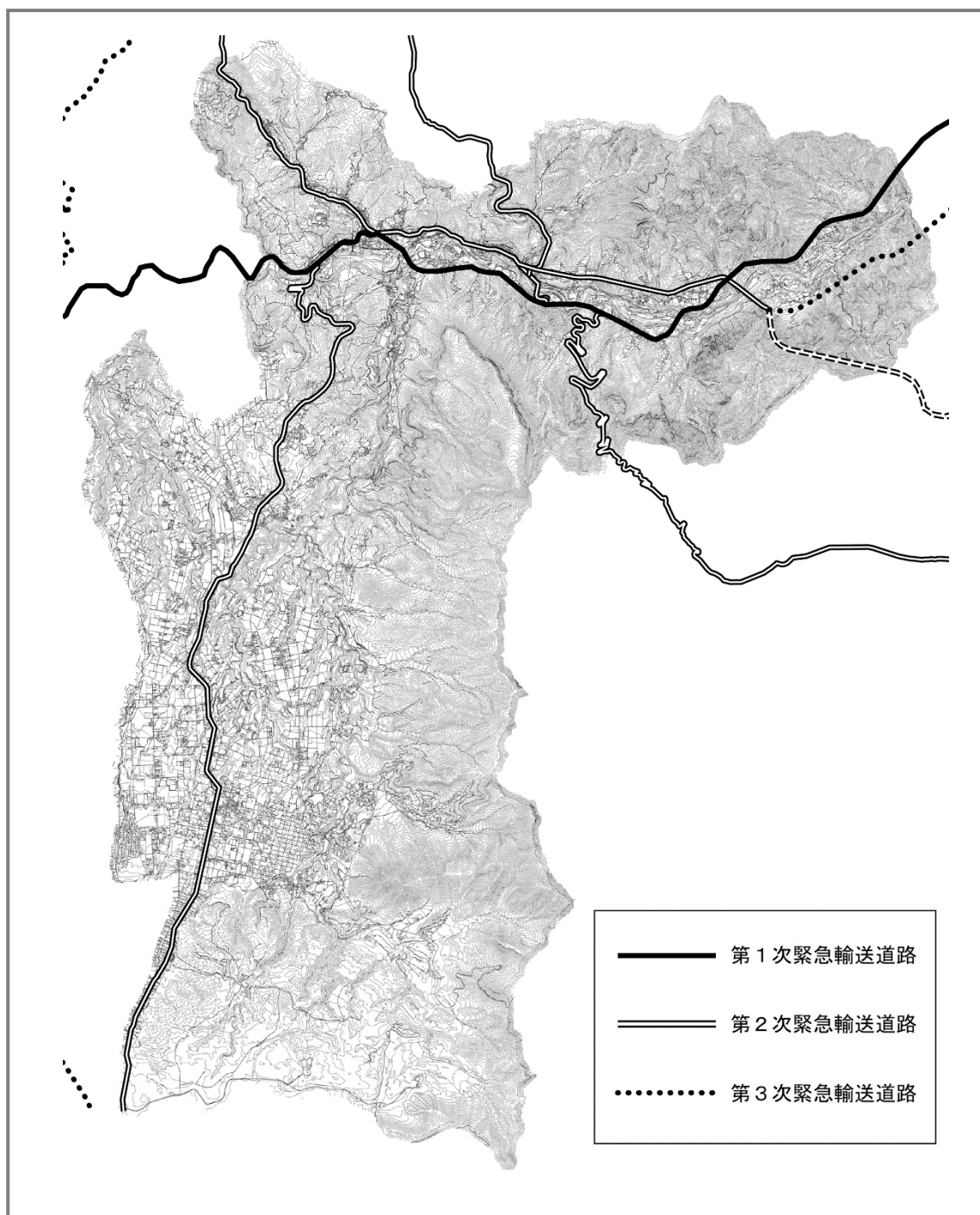
資料：改正耐震改修促進法のポイント及び関連制度の概要（国土交通省）による

(2) 群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画で定める緊急輸送道路

群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画では、「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」及び「第3次緊急輸送道路」を定めています。

長野原町では以下の道路が緊急輸送道路になっています。

◆群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画で定める緊急輸送道路図



資料：群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成30年3月）による

人口の減少、世帯数の減少に伴い、空き家が増加しています。地震被害で空き家が倒壊することによって、隣地に被害をもたらすおそれがあるのと同時に、倒壊による家屋のがれきが道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そこで、地方創生への取り組みを推進するひとつの方策としての空き家のリノベーションによる定住促進など、既存ストックの活用に併せて、老朽化した空き家については、「長野原町空家等対策計画（長野原町、平成31年4月）」との連携を図ることで、空き家の所有者には注意喚起を行うとともに適正な管理を促し、必要に応じて地域の安全性等の確保のため、空き家の除却についても推進します。

所管行政庁と連携して、耐震改修促進法に基づく指導等を次の(1)から(3)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに定める措置を適切に実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

(1) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物※（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。

また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第8条第1項（耐震改修促進法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表します。

耐震改修促進法第9条（耐震改修促進法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければなりません。当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

※「緊急安全確認大規模建築物」……………
用途及び規模要件については、「資料編」-「資料1 特定既存耐震不適格建物一覧（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第2条）の表を参照。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行います。

(2) 指示対象建築物*

耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行います。

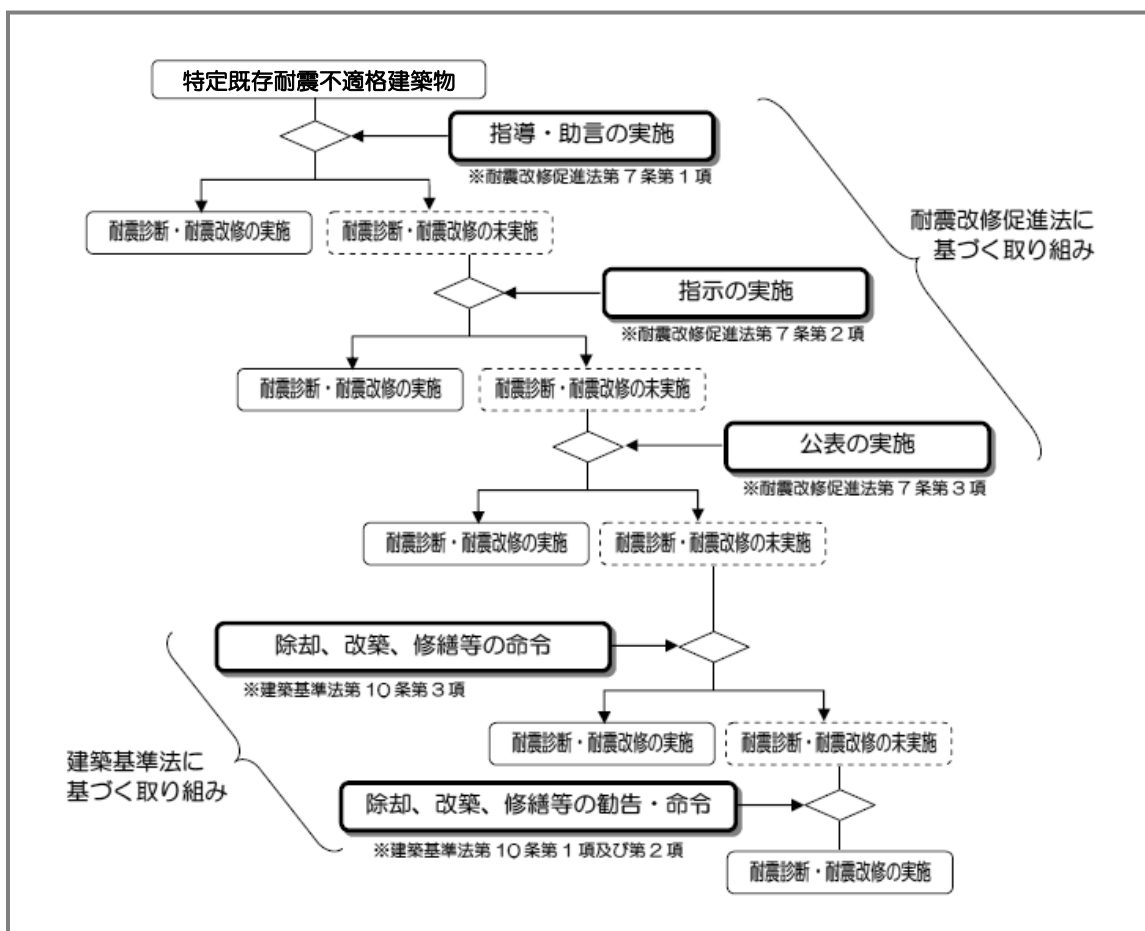
※「指示対象建築物」……………
用途及び規模要件については、「資料編」-「資料 1 特定既存耐震不適格建物一覧（耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第 2 条）を参照。

(3) 指導・助言対象建築物

耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物※（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

また、耐震改修促進法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

◆耐震診断及び耐震改修に関する指導等のフロー



※「耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物」……………用途及び規模要件については、「資料編」-「資料1 特定既存耐震不適格建物一覧（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第2条）」を参照。

(1) その他の地震時における安全対策

① 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。

そこで、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の早期点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

② エレベーター・エスカレーターの防災対策改修

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

そこで、エレベーターやエスカレーターの建築基準法の定期検査などの機会を捉えて、建築物の所有者等に地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

また、建物管理者・保守会社等や消防部局との連携による救出・復旧体制の整備などを促進するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

③ 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

大規模地震の発生時には、建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下することにより、路上の通行人等に死傷者が発生したり、がれきの大量発生による避難や救援活動の遅延につながったりすることが考えられます。

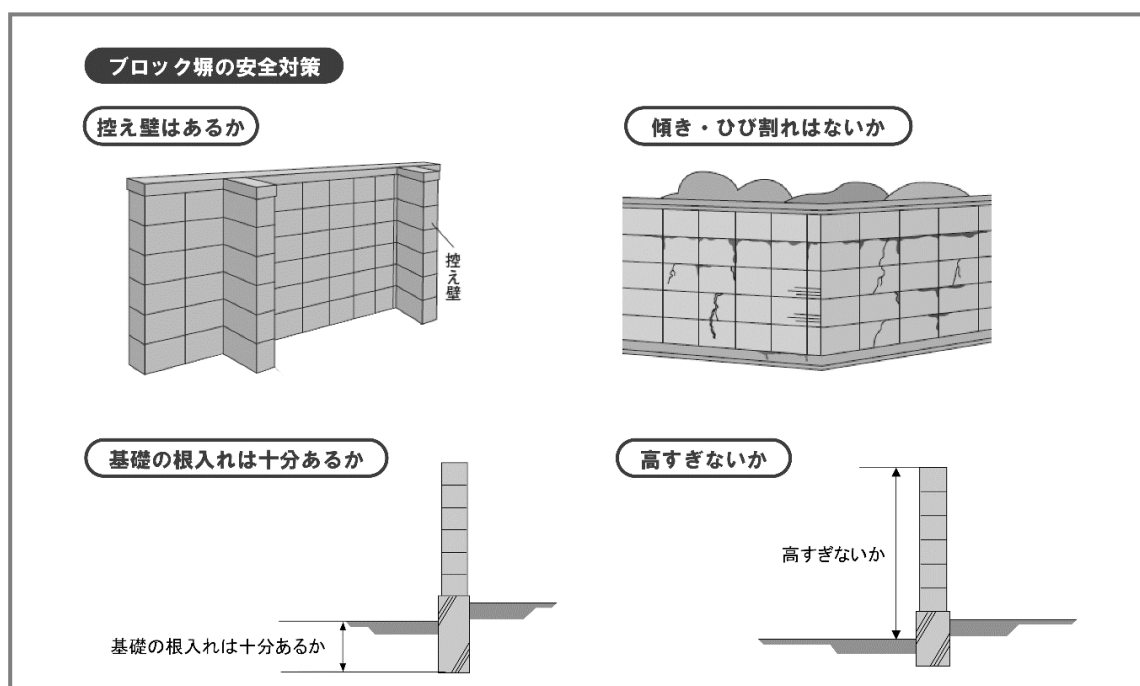
窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性をパンフレット等の配布により町民に周知するほか、その設置方法や構造・施工状態の早期点検を促すとともに、ガラス留めとして使用されているシーリング材の改善や屋外看板等の設置補強などに関する普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

④ ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、避難や救援活動のため道路を通行するのに支障をきたしたりします。

ブロック塀の倒壊の危険性をパンフレット等の配布により町民に周知するとともに、正しい施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

◆ブロック塀の倒壊を防ぐための安全対策

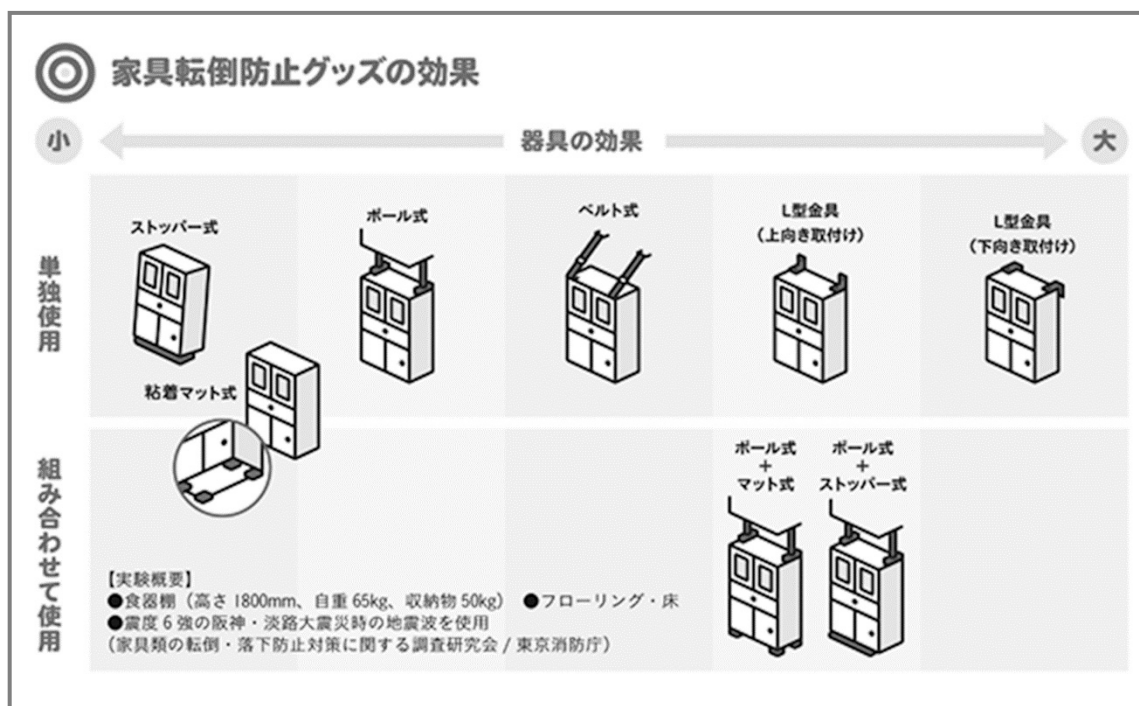


資料：「家庭で役立つ防災」（国土交通省）

⑤ 家具の転倒防止

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになったりすることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

◆家具転倒防止グッズの効果



資料：「広報ぼうさい 秋号(第 72 号)」(平成 25 年、内閣府)

(2) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減に関する事項

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業、宅地耐震化推進事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を検討します。

第 6 章

建築物の耐震診断および

耐震改修を促進するための体制づくり

1 町、県、所有者、関係団体などの連携及び役割分担

第6章

建築物の耐震診断および耐震改修を 促進するための体制づくり

1

町、県、所有者、関係団体などの連携及び役割分担

(1) 基本的考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。

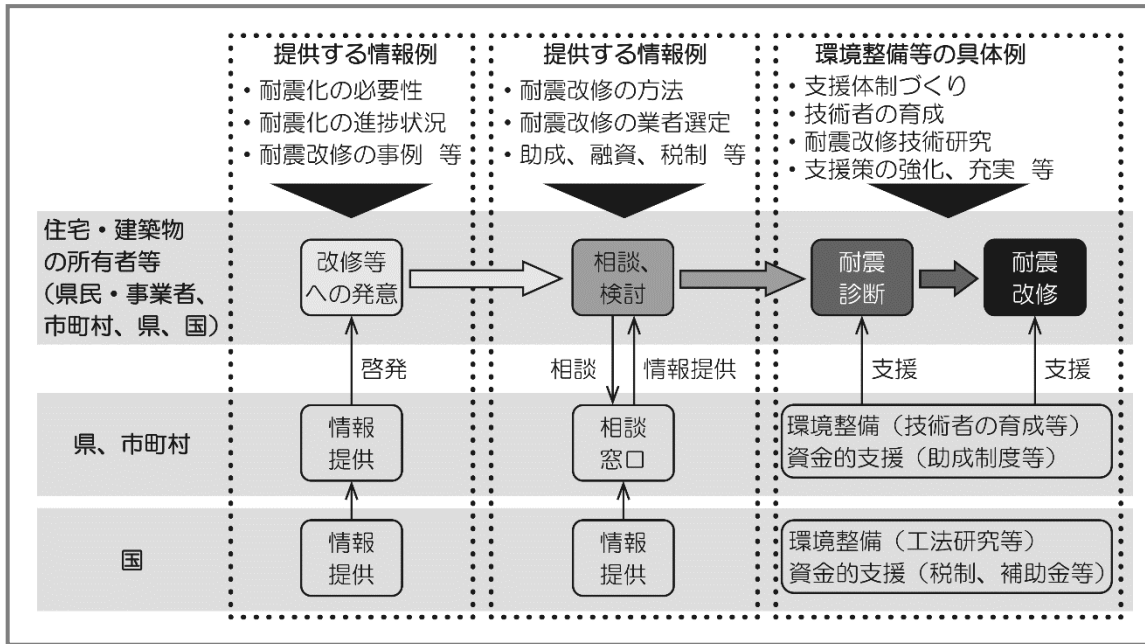
① 住宅・建築物の所有者等が自助努力により耐震化の促進

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

② 住宅・建築物の所有者等が自助努力により耐震化の促進

町・国・県は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。

◆耐震診断・耐震改修の促進イメージ

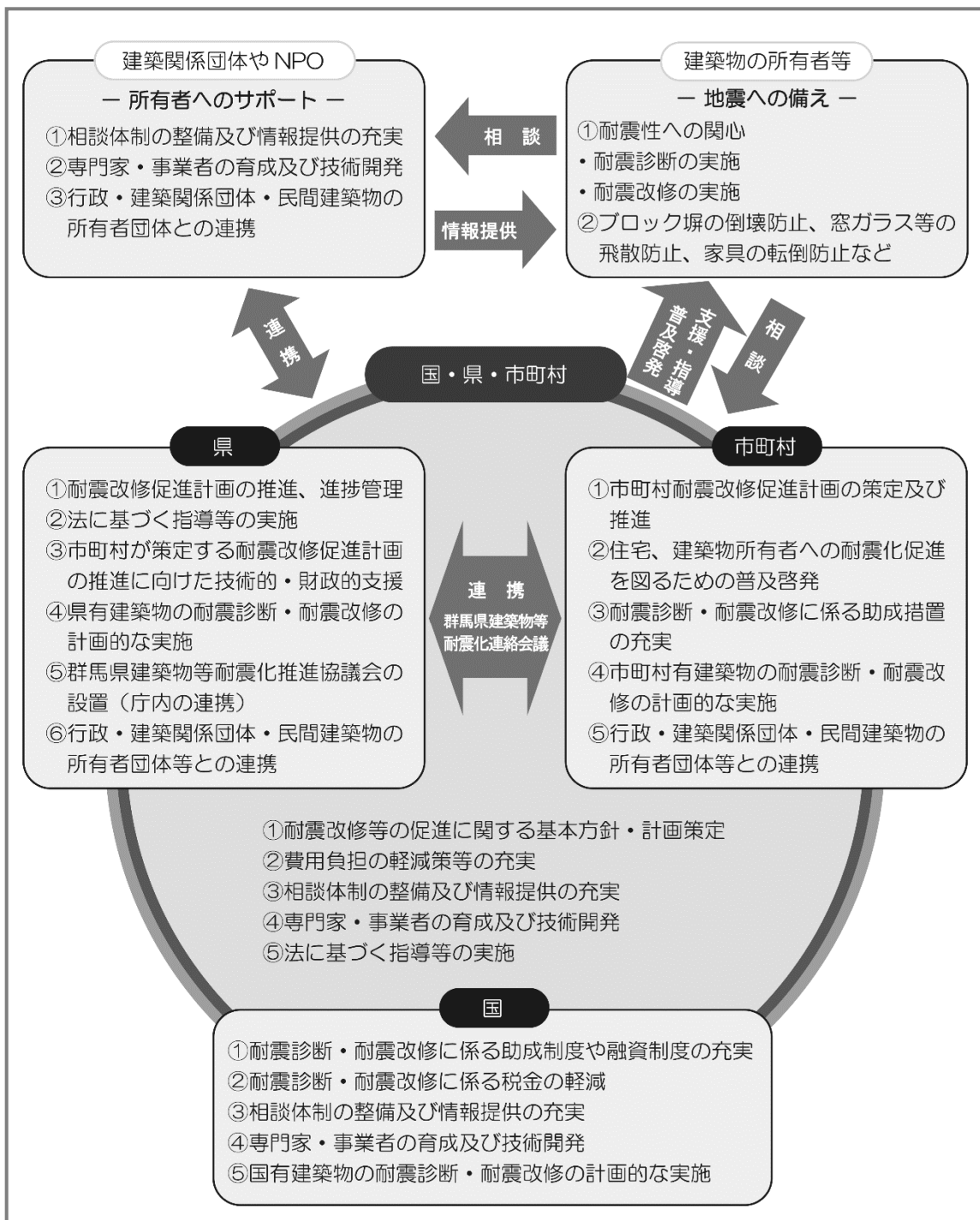


資料：「群馬県耐震改修促進計画(2016-2020)」(平成30年4月変更、群馬県)

(2) 役割分担

住宅及び建築物の所有者等と町、国、県及び建築関係団体やNPOは、それぞれ次の役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。

◆役割分担



資料：「群馬県耐震改修促進計画(2016-2020)」(平成30年4月変更、群馬県)

(3) 県との連携強化

建築物等の耐震化促進に関する町及び県の役割分担や効率的な施策の実施について連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、「群馬県建築物等耐震化推進協議会^{※1}」及び「群馬県建築物等耐震化推進連絡会議^{※2}」を設置して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

(4) 地域活動の支援

住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、町や県は、町内会等における防災活動（防災訓練、地域における地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築など）を支援します。

※1 「群馬県建築物等耐震化推進協議会」……………群馬県の関係課室により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進について連携を図ります。

※2 「群馬県建築物等耐震化推進連絡会議」……………群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

資料編

資料 1 特定既存耐震不適格建築物一覧表

資料 2 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

資料 3 耐震改修促進計画に関する法律

資料編

資料 1 特定既存耐震不適格建築物一覧表(耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条)

分類	用途	特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第 14 条)	指示※対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第 15 条)	緊急安全確認大規模建築物の規模要件 (附則第 3 条)
1. 被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
	病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
	集会場、公会堂			
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
2. 災害時に要配慮者がいる建築物	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校※ ¹	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む）	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む）	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む）
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
	幼稚園、保育所			
3. 比較的利用者の滞在時間が長い建築物	ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
	（※ 1）以外の学校			
4. その他の不特定対数が集まる建築物	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	展示場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
5. 利用者が比較的限定される建築物	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
	事務所			
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数 1 以上かつ 500 m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
その他	避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）	左に同じ	

※ 耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示

資料 2 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧(耐震改修促進法第14条2号関連)

(1) 特定既存耐震不適格建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(2) 指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が 500 m²以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	政令で定める危険物の数量
①火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m ³
④マッチ	300 マッチトン※
⑤可燃性のガス（⑦及び⑧を除く。）	2 万m ³
⑥圧縮ガス	20 万m ³
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20t 劇薬 200t

※ マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg。

資料3 耐震改修促進計画に関する法律

1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

最終改正：平成26年6月4日法律第54号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と

認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を知ることができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勧告して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

- 第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年法律第429号）

最終改正：平成29年3月23日法律第40号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方米を超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみ処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特

定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

最終改正：平成 30 年 6 月 27 日法律第 67 号

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

長野原町耐震改修促進計画



平成31年3月

長野原町

〒377-1392

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1340番地1

電話：0279-82-2244（代表）

FAX：0279-82-3115

